

平成17年度 第2回公共事業評価専門委員会

議 事 録

平成17年9月2日

司会：次に出席者の状況について事務局から報告をお願いします。

事務局：本日は委員総数15名のうち、11名が出席しておりますので、秋田県政策等の評価に関する条例第13条第3項に定める定数を満たしており、委員会が成立することを報告いたします。

司会：ここで、本日の議事の予定について説明いたします。次第に従いまして、議案第1号から第3号までを審議していただきますが、予定では4時30分終了を目途にしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。それではこれから議事に入らせていただきます。議事の進行は秋田県政策等の評価に関する条例第13条第2項の規定により、委員長が議長となっていくこととなっておりますので、高橋委員長に議事進行をお願い致します。高橋委員長は議長席にお移りいただき、これからの議事進行をお願い致します。

高橋委員長：高橋でございます。よろしくお願い致します。開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げたいと思います。本日は今年度第2回目の専門委員会でございますが、委員皆様には本当にお忙しいところご出席を賜りまして心から御礼申し上げたいと思います。残暑がまだ続いておりますけれども、この夏はクールビズということで、だいぶ普及したようございまして、今日もネクタイやっこよかなどかなとちょっと迷ってたんですが、こういう恰好でまいりましたけれども、だいぶ消費需要のほうも若干押し上げられたというふうな報道が見られるようございまして。ところでまたあの、お昼のニュースでもやっていましたが、先日あのアメリカのニューオーリンズを中心にしたハリケーン・カトリーナでございますか、この被害は大変甚大なものでございまして、人命はもとより金銭的な被害、ある筋では3兆、日本円にして3兆円ぐらいになるのではないかと、こんな話も出ておるんですが、まだまだ膨れあがるのではないかなというふうに思っております。比較しますと日本の過去最大の台風被害の4、5倍ぐらいに相当する被害ではないかというふうな話が出ていたようございまして、まあそんなことを気にしながら本日の会議に臨んだところでございまして。本日は先程事務局の方からも部長さんからもお話ありましたとおり、農林水産部所管の32件の事業、それから建設交通部所管の28件の事業、合計60件につきましてご審議をいただきたいというふうに思っております。内容としましては継続評価並びに再評価審議となっております。4時半頃を目途としておりますけれども、何卒ご協力賜りますようよろしくお願いしたいと思います。簡単ですが挨拶といたします。

それでは早速でございますが、お手元の次第に従いまして進めさせていただきたいと思っております。議案第1号でございますが、委員会の公開または非公開について、お諮りしたいと思います。公開、非公開につきましては審議会の会議の公開に関する指針に定めます公開の基準によりまして委員会に諮って決定するということになっております。まずこのことにつきまして事務局の方からご説明をお願い致します。

事務局：今回の議案につきましては会議の公開基準に照らして非公開とするものがないと判断されます。

高橋委員長：はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明のとおり会議の公開基準に照らしまして非公開としなければならない議案はないという説明でございますので、公開と致したいと思っておりますがよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それではご異議ないようでございますので本日の会議は公開で進めさせていただきたいと思っております。続きまして議案第2号に入るわけですがその前に事務局の方から継続箇所評価の概要それから第1回の委員会で出されました意見、まあこれは答申に付帯されたものでございますけれども事務局の方から説明があるということでございますので、まずそちらの方をお願いしたいと思います。

事務局：建設交通政策課の川辺と申しますよろしく申し上げます。大変申し訳ありませんが座って説明させていただきます。

まず、継続箇所評価についてですが、お手元の資料、右肩に資料1と書いてございます資料をお願い致します。今回お諮りしている箇所については全て継続箇所評価になっておりまして、現在継続中の事業が対象となっております。昨年までは継続箇所につきましては継続評価と再評価、基準等統一してございませんでしたが、平成17年度から継続評価と再評価につきましては同一の評価基準のもとに統合してございます。その対象でございますが、真ん中の2)をご覧いただきたいと思っております。継続評価につきましては、県が継続している事業のうちの5億円以上の農林水産部、建設交通部の国庫補助事業及び県単事業となっております。事業着手後2年を経過している箇所若しくは継続後3年を経過した箇所が対象となっております。一方、再評価につきましては農林水産省、林野庁、水産庁、国土交通省が所管する国庫補助事業が対象となっております。一定期間、経過したものについて評価するということになってございます。2頁目に時系列的に評価の実施時期、書いてございますのでこちらの方を参考にいただければなと思っております。

続きまして、第1回委員会での意見についてでございますが、6月10日に行われました第1回の委員会では、いろいろ意見を頂戴いたしております。その頂戴した意見をまとめたものがこの資料-2-1、3頁、4頁に書いてございます。内容としましては評価手法についてですが、環境へ配慮した事項を評価調書に記載するという、二つ目としましては、定量的に把握するものが困難な場合は、定性的な評価に努めること、という評価手法について。また、評価基準につきましては、配点の重み付けの考え方について説明責任を果たすということ。その他と致しましては、委員会を円滑に進めるため、費用便益比等を記載した一覧表を資料として添付するという意見を頂戴いたしましてまとめております。これに対しまして、現在の県の対応についてご説明を申し上げたいと思っております。5頁目の横長の資料でございます。まず環境への配慮事項の記載ということで、平成18年度以降の評価におきまして評価調書に環境に配慮する事項等を記入する欄を設けるなどの検討を行ってまいりたいと考えてございます。環境への配慮を評価基準に盛り込むか否かにつきましては、平成18年度の評価基準の策定に当たっての検討課題としてまいりたいと考えてございます。なお、事業の性質によりまして環境に配慮すべき度合いが小さいものもあることから、すべての評価基準にこれを盛り込むことは事務局の方では困難であるとと考えてございます。二つ目と致しましては、定量的に把握できないものに対して、定性的

な手法の評価に努めるということにつきましては、費用便益比等によりできるだけ定量的に把握するよう努めますが、事業によりましては、定量的な把握が困難なものがございまずので、本委員会の意見を踏まえながら、そうした場合における効果の把握方法の検討をしてみたいと考えてございます。続きまして、重み付け等の考え方についての説明につきましては、まず百点満点の中で事業毎の特性に応じまして評価項目や配点を設定してございます。そのため、異なる事業、異種事業間でそれらを統一することは困難であると考えてございます。ただ、各事業における配点の重み付けにつきましては、本委員会等のご意見があれば今後検討してみたいと考えてございます。また、その重み付け等の考え方につきましても、必要に応じ本委員会で先生方の方に説明してみたいと考えてございます。4番、その他ということで、一覧表の添付でございます。今回、先生方の方には事前に資料として横番の方を送らせていただいております。基本項目につきましては事務局の方で設定してございますが、記載項目につきましては今後、本委員会のご意見があればそれを参考にしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

高橋委員長：どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何かこの席でご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。また何かありましたら後でお出しいただきたいと思っております。それでは進めさせていただきたいと思っております。議案第2号でございますが、評価の実施状況の方へ入りたいと思っております。まず事務局の方からご説明をお願い致します。

事務局：平成17年8月25日付けで知事から当委員会に諮問がなされてございます。その中身としましては次第と書かれている資料の、4頁、5頁目に書かれてございます。この60件が、今回諮問のありました箇所でございますので、よろしく調査ご審議下さいますようよろしくお願い致します。

高橋委員長：ありがとうございました。それではこれから諮問のありました60件の事業につきまして調査審議を行ってみたいと思っております。はじめに、県各部から継続評価あるいは再評価の実施状況ご説明いただきましたあと、質疑・ご意見を行いたいと思っております。その後、いつもの方向であります。次回重点審議する事業につきまして抽出してみたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。はい、それではそのように進めさせていただきます。それでははじめに、農林水産部所管事業について調査審議を行いたいとおもいます。はじめに農山村振興課からお願い致します。

農山村振興課：それでは農山村振興課所管の一件、農道整備事業の再評価でございますけれども、これについてご説明を致します。恐れ入りますが、農林水産部の評価個別表の中ほどになりますけれども、インデックスで再評価という部分がございますのでそこをお開きしたいと思っております。事業名、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業、地区名が鶴川南部地区でございます。この地区は平成12年度に事業採択した関係で平成15年度に継続箇所評価を実施しており、今回、再評価ということになってございます。場所でございますが、3枚目をご覧くださいなのですが、左の上の方の位置図にありますように、八竜町富岡新田地内の八郎瀧東部承水路沿いの堤防管理道路を連絡する路線となっております。

て、赤い線で示しております橋梁2箇所について新設、改良工事を施工する計画でございます。全長は合計で365mということになっております。恐れ入りますが、また1頁にお戻り願います。この地区の概要でございますが、米を中心に大豆、野菜等の複合経営に積極的に取り組んでいる地域でございます。本地区は、受益地への通作や生産物及び資材の搬入など農業用の施設への運搬に承水路沿いの管理用道路を利用しておりますが、三種川で道路が分断されまして国道7号線へ大きく迂回せざるを得ないという状況から通作と農業施設等の有効利用を図る上で大きな支障となっておりました。また、国道を農業車両が低速で走行することは交通の障害となるばかりでなく、交通事故など非常に危険な状況にありました。このため、受益地内を結ぶ橋梁を設置し、農産物等の流通の合理化などを図るため、農家をはじめ地域住民からの強い要望もありまして、平成12年度に着工となり継続実施されております。次に事業の内容ですけれども、延長は、計画時と同じ365m、橋梁2箇所の設置、それから橋梁取り付け道路の舗装工事でございます。事業費は6億5,750万円で、計画時点からは労務費や資材費の低下によりまして、6,250万円の減となっております。事業の進捗状況ですけれども、平成17年度末では進捗率は67.2%となりますけれども、橋梁のタイプ変更等によりまして総事業費の減となる見込みとなっております。これに伴いまして、実質の進捗率は17年度末で96.7%と見込まれまして、18年度中には完了したいと考えております。関連する計画としましては、受益地内において市町村営によるふるさと農道整備事業が今年度に2地区で実施されており、さらなる利便性が期待されております。事業効率の効果、達成率ですが、当地区の受益に係る農道整備の業績指標では、目標値の12.7kmに対し、11.0kmの実績となっております。86.6%の達成率となっております。次の頁ですけれども、評価の内容でございます。農道の開通によりまして農作物や農業資材の輸送経費の軽減が図られるとともに、3営農団地の走行距離が大幅に短縮されまして効率的な機械化農業が可能になるなど、必要性、緊急性、有効性がいずれも高い評価となっておりますし、また、熟度についても高い評価となっております。一方、効率性につきましては、費用便益比が1.13となっているほか、コスト縮減についても再生材の使用などの取り組みを進めることとしております。総合判定としましては、緊急性や熟度の評価が特に高く、当地域の生産環境の改善を図るうえで重要な事業として推進する必要があります。18年度完了を目指しておりますので、継続して事業が遂行出来ますようよろしくお願いを致します。以上、農山村振興課の農道整備事業についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議下さるようお願い致します。

高橋委員長：はい、ありがとうございます。それでは次に農地整備課から説明をお願い致します。

農地整備課：それでは農地整備課所管の事業について説明させていただきます。今回審議いただきますのは、審議箇所評価概要一覧表にありますとおり、継続箇所評価につきましては、担い手育成基盤整備事業が10箇所、地すべり対策事業が3箇所の計13箇所、再評価につきましては、担い手育成基盤整備事業の9箇所と県営かんがい排水事業の1箇所の計10箇所となっております。時間の都合もありまして、継続及び再評価地区の代表的な地区につきまして説明させていただきたいと思っております。継続評価箇所につきましては、まず担

い手育成基盤整備事業の福地地区と豊川2期地区並びに地すべり対策事業の才の神地区、それから再評価につきましては、県営かんがい排水事業の芝野地区の合わせて4地区について説明させていただきます。

最初に福地地区でございます。インデックスの福地地区のところを見ていただきたいと思っております。本地区は平成9年度から18年度の10カ年におきまして総事業費約53億3,000万円によりまして、約406ヘクタールのほ場整備を実施する計画となっております。3枚目に位置図がありますけれども、平鹿郡雄物川町と十文字町の2町にまたがる雄物川の右岸に開けた水田地帯であります。本地域は昭和30年代にほ場が10a区画に整備されておりますけれども、農道の幅員が2mと狭いこと、また、用排水路は土水路でしかも用排兼用でありまして、用水の確保や維持管理に労力を要するとともに、転作の支障となっていることから効率的な農業経営や田畑複合経営の支障になっているところであります。このため、ほ場を1ha規模に大区画化することによりまして、生産性の向上や維持管理費の低減等により、低コスト化を推進することとしております。併せて、農道の拡幅や用排水路の整備を行いますとともに、暗渠排水を整備しまして、輪作体系の確立と多様な作物によります産地づくりを図ることとしております。さらに地域農業を支える担い手ににつきましては、個人の場合もあれば生産組織の場合もあるわけですが、それらの担い手に農地の集積を図りまして、事業当初の担い手に集積しております面積約68haを事業完了後には183ha程度に拡大することとしております。事業費につきましては、計画時と比較しまして3億1,700万円減の53億2,500万円となっております。これは物価変動によります作業員の労務費や資材費の低下によるものとなっております。事業の進捗状況であります。平成16年度までに面工事を完了しております。事業費ベースの進捗率で言いますと、約81%となっております。平成17年度には、暗渠排水工事等を行いまして、来年度には換地処分を行い、完了の予定となっております。事業推進上の課題は特にありません。関連する計画ですけれども、本年3月に閣議決定しました「食料・農業・農村基本計画」に位置付けられているほか、「あきた21総合計画」の中に施策目標が明記されております。さらに秋田県が国の米政策改革に対応をしまして、平成15年に定めました「米政策マスタープラン」においても推進するものと位置付けされております。情勢の変化及び長期継続の理由につきましては、近年の国と県の厳しい財政状況から予算の縮減が続いておりまして、工期が少し、10年ということで延びております。事業効率把握の手法及び効果ですけれども、指標値は担い手への農地集積率の達成率ということで設定しておりまして、農家の、受委託契約を実際に締結しているものをカウントしておりまして、事業の性格上、一般的な受委託契約はどうしても換地処分が行われず事業の最終年に行われるのが一般的になっておりまして、51%とやや低くなっておりますが、担い手の農地集積を前提とした換地計画が進んでおりまして、18年度の換地処分時には目標を十分達成する見込みとなっております。この農地集積率の目標をどのように定めているのかというような質問をいただいておりますけれども、これにつきましては、事業計画を作る段階で地域で話し合いを行いまして、事業の要件をクリアするように考えながら、さらに将来の地域農業の将来像を見据えながら地区毎に設定しているところです。次の頁に移りまして、前回の評価結果ですけれども、平成9年度採択地区におきましては、14年度にこの地区を含めまして再評価を実施していただいておりますが、他の地区も含めまして指摘事項は特になく、継続を妥当と判断して

いただいております。所管課の自己評価ですけれども、事業の必要性については、先程説明したとおりになっております。緊急性につきましては、現在、国営農業水利事業の平鹿平野地区が工事を行っております、本地区の上流に位置します幹線用水路を現在改築中でありまして、これらとの相乗的な事業効果の発現が期待されるほか、ほ場整備によりまして、担い手への農地集積を進めるとともに、担い手の確保、集落営農組織の育成・確保という観点、さらに、スイカ、枝豆などの産地づくりを図っていく必要があるというふうにご考えてございまして緊急性があると考えております。有効性につきましては、農地の利用集積率が個別農家の担い手18名と3生産組織の経営面積が実施前より37.1%増加してございまして、地区内の利用集積率も24.9%となっております。このことから、有効性があると判断しております。それから、この地区につきましては、次の頁の箇所評価基準のところでは稲作転換率というものが有効性の中で評価が1と低くなってございまして、これは暗渠排水が未整備の地区がまだ工事中だということでございまして、その関係で稲作転換率が達成できていないということになっております。効率性につきましては、B/Cは1.38となっております。また、暗渠排水の使用資材の見直しを現在行っておりまして、更なるコスト削減を図っていくこととしております。熟度につきましては、受益者ほぼ全員から同意を得てございまして、完了に向けまして農地の利用集積、換地計画を進めるとともに、汎用化されたほ場でのスイカ、枝豆の畑作物の集団作付けの取り組みが計画的に行われることになっており、早期の事業完了が望まれているところでございます。環境対策につきましては、秋田県の公共事業環境配慮システムや水と緑の条例等に基づきまして、環境配慮事項を検討した上で濁水流出防止対策等の環境負荷の軽減を図っており、評価点は3としてカウントしてございます。その他、本地区ではありませんが、イバラトミヨ等の絶滅危惧種を対象にして環境、生態系保全に配慮した施設につきましては環境配慮項目を5点というような形で評価してございます。以上の観点から本地区の評価点の合計を84点としてございまして、判定ランク1としております。総合評価としましては、完了に向けて事業を継続することが妥当であると考えております。

続きまして、インデックスの豊川2期地区について説明させていただきたいと思っております。先程の福地地区と同様な部分については省略させていただきまして、本地区の特徴的な部分のみを説明させていただきたいと考えております。本地区の事業期間は、平成15年度から19年度の5年間で総事業費6億円によりまして排水路、農道、暗渠排水を整備する計画となっております。3枚目にありますとおり、大仙市北東部の旧中仙町に位置しまして、奥羽山脈から扇状地に拓けた水田地帯となっております。本地区は昭和40年代後半に県営ほ場整備事業により30a区画にすでにほ場が整備されているところでありますけれども、約30年経過しており、排水路では土砂堆積による通水障害の発生や側壁の劣化等が顕著になっていることや新たに大豆、枝豆、ほうれん草などの新たな作目によります産地づくりが必要になっているところでございます。このため、排水路や暗渠排水の整備、改修によりまして水田の汎用化を促進しまして、輪作体系の確立と多様な作目によります産地づくりを進めますとともに、排水路や農道等の改修を行い、生産性の向上と維持管理費の節減を図ることとしております。また、担い手の観点からは、担い手に農地の集積を促進を図りまして、事業管理時の担い手の経営面積を約133haから187haに拡大することとしております。事業費につきましては、計画時と比較しまして700万円減の5億9,900万円となっております。

この地区の減額要因につきましても、物価変動によります労務費や資材費の低下になっております。事業の進捗状況につきましては、平成15年に採択されておりました、16年度から工事に着手しているところで、進捗率は事業費ベースで約30%となっております。事業推進上の課題は特にありません。関連する計画等につきましては先程の福地地区と同様であります。事業効率把握の手法及び効果ですけれども、担い手の農地集積率の達成率は71.1%でありまして、事業完了時には目標を達成する見込みとなっております。次の頁に移りまして、前回評価結果につきましては、今回がはじめての事業評価ですので、指摘事項等はありません。所管課の自己評価でありますけれども、事業の必要性につきましては、先程説明させていただいたとおりです。緊急性につきましては、国営の仙北平野農業水利事業によりまして、地区内の幹線水路が既に整備されており、相乗効果が期待できること、大豆、ほうれん草、アスパラガスなどの産地づくりを図っていく必要があることから緊急に整備する必要があると考えております。有効性につきましては、担い手16名が経営面積の拡大や農地集積率の目標達成に向けて集積活動を行っているところでありまして、この他、新たに特定農業法人中仙さくらファームの設立や基幹三作業を受委託するような組織の立ち上げが話し合われておりました、十分な有効性を有しているというふうに考えております。効率性につきましては本事業の費用対効果は2.01となっております、高いものと考えております。熟度につきましても、受益農家から全員の同意を得て進められておりました、完了に向けて農地の利用集積や関係機関との調整を進めているところであります。以上の観点から評価点を82点、判定はランク1としておりました、総合評価としましては事業を推進する上で支障となる課題も特になくことから事業を継続すべきというふうに考えております。

続きまして、地すべり対策事業のオノ神地区を見ていただきたいと思っております。本地区につきましては昭和63年度から19年度の20カ年間で総事業費約6億2,000万円によりまして、集水井工5基、水抜ボーリング工、排水路工等を整備する計画となっております。位置につきましては3枚目にありますとおり、由利本荘市鳥海町です。本地区は地すべりの発生しやすい構造となっております、これまでも融雪や降雨等により地下水位が上昇しますと地すべりが発生しておりました、農地や農業用施設、さらには下流の家屋、市道等の公共施設に被害が及ぶことが懸念されているところです。このため、昭和63年に地すべり防止法に基づきまして、地すべり防止区域の指定を受けまして、地すべりの兆候が顕著なブロックから順次地すべり防止工事を実施してきているところです。本地区の地すべり防止区域は3枚目の計画一般図で赤線で囲んでおりますが、その2つのブロック範囲を併せまして78.9haとなっております。地すべりの主な発生要因であります、地下水位の急激な上昇を抑えるため、地下水排除のための集水井戸や水抜ボーリング、地表水排除を図る排水路等を中心として地すべり防止を図っていく計画となっております。事業費は計画時と比較しまして4,900万円増の6億1,300万円となっております。この増額につきましては、平成7年度の融雪によりまして活動の兆候が現れたため新たに追加調査が必要になったことによるものです。それから事業の進捗状況につきましては平成16年度末時点で集水井4基、水抜ボーリング7,140m、排水路工887mが完成供用しておりました、平成16年度末の事業費ベースの進捗率は約85%となっております。事業推進上の課題は特にありません。関連する計画等としましては、秋田21総合計画に位置付けられているほか、地震防災対策特

別措置法に基づきまして県が策定しております第2次地震防災緊急事業5箇年計画の地すべり防止施設に位置付けられております。事業工期が20年というふうに長くなっておりま
すけれども、これは地すべり対策のブロックが非常に多く大規模なところであること、それ
から地すべりの兆候が発生しております緊急性の高いブロックから順次工事に着手して
おりますが、地すべり対策におきましては、地表変動や地下水位等の調査、それから地す
べり機構の解析、それから対策工の設計施工、それから施工後の観測解析が必要になっ
ておまして、1ブロック辺り少なくとも5年以上の期間を要するということから工期が長
くなっているところです。しかしながら、未着手のところもあるわけですが、そういうブ
ロックにつきましても地すべりの危険性が少ないことを順次確認してきておまして平成
19年度には事業を概成させ、完了することとしております。事業効率把握の手法及び効果
ですが、指標の設定は当課が所管しております地すべり対策事業全体の地すべり箇所整備
率としておまして、目標に対し、実績率は100%の達成率となっております。なお、事
前に質問がありまして、この地すべりのほか、沢内地区というところがありまして、そ
この進捗率の評価点が1点になっていて、この指標の100%と整合がどのようになっ
ているかという質問をいただいておりますが、進捗率のほうにつきましては、総事業費を工期で
割って、これを事業費ベース進捗率と比較して進んでいるかどうかを判断しているのを進
捗率としておまして、この指標とはちょっと異なるものになっておまして、そのと
ころは一致しておりません。次の頁に移りまして、前回評価結果等につきましては、平成
15年度に再評価を実施しておりますが、指摘事項等はなく、継続を妥当と判断していただ
いております。所管課の自己評価ですけれども、事業の必要性については、先程説明しま
したとおり、地すべり発生被害想定からしまして地すべり防止対策が必要と考えている
ところであります。緊急性につきましては、農地のみならず、人命、家屋、公共施設にま
でに及ぶということが想定されておまして、緊急に対策を取っていくことが必要だと考
えております。有効性につきましても地質や地すべり発生メカニズムから地下水排水の
若しくは地表排水の排除が非常に効果的な手段であると考えておまして、観測結果をみ
ましても、安定しているため、有効と考えております。効率性につきましては、費用対効
果が3.17となっております、効率性が高いと判断しております。熟度につきましては、
特に地域住民の方々に営農の継続や日常生活の安心等の観点から地すべり対策に非常に深
いご理解をいただいているということで早期に安全が確保されるような要望をいただ
いているところです。以上の観点から、評価点は84点、判定はランク1としておまして、総
合評価といたしましては、事業継続することは妥当と考えております。

最後の地区ですけれども、県営かんがい排水事業の芝野地区について説明させていただきます。
本地区は平成12年度から18年度の7箇年間で総事業費9億円によりまして幹線用
水路4.6kmを改修する計画となっております。位置につきましては、5枚目にありますよ
うに、秋田市の南東部、旧河辺町と旧雄和町に位置しておまして、西側を雄物川、北側
を岩見川に囲まれた水田地帯となっております。本地区は岩見川に設置しました芝野頭首
工から取水しまして、幹線用水路であります芝野堰によりまして492haをかんがいで
いるところです。昭和41年から45年に県営かんがい排水事業で用水路をコンクリートの建込
型の柵渠により改修しましたが、老朽化のため漏水が甚だしく、一部では崩落の危険が生
じているほか、用水管理や水路の維持管理に多大な労力と経費を要している現状にありま

す。このため、老朽化した幹線用水路4.6kmを早急に改修しまして用水の安定供給と維持管理費の低減を実現し、農業経営の安定を図る計画としております。事業費は計画時と比較しまして6,000万円減の9億円となっております。これにつきましても物価変動による作業員の労務費や資材費の低下によるものとなっております。事業の進捗状況ですが、本地区は平成12年度採択されまして16年度までに総延長の約8割、3.6kmが完成しております。16年度末の進捗率は約62%となっております。当初計画では予定工期を6年としておりましたが、予算が大変厳しいことから予定工期を1年延長しておりますけれども、平成18年度に完了する見込みとなっております。関連する計画としましては秋田21総合計画に施策目標が位置付けられているところです。1年延びた理由も先程と同様の理由です。それから事業効率把握の手法及び効果につきましてはあきた21総合計画の平成16年度までの目標値16,100haに対しまして、実績値が16,500haとなっており、達成率102.5%と計画目標を達成しております。次の頁に移りまして、前回評価結果等につきましては、今回が初めての事業評価でありまして、指摘事項等はないところであります。所管課の自己評価であります。事業の必要性につきましては先程説明させていただいたとおりであります。緊急性につきましては、受益地区内におきまして、関連事業としまして、担い手育成基盤整備事業の芝野地区、それから芝野東部地区が現在工事中でありまして、これらの地区に安定的に用水を供給するとともに維持管理労力の軽減と経費の節減を図るということはこれらの関連事業との整合を図る上でも、緊急性が高いと考えております。有効性につきましては、用水路の改修が補修等の手段と比較しましても、改修や維持管理に関するコストから有効と判断しているところです。効率性につきましては、B/Cが1.29となっておりまして十分な効率性を有すると考えております。それから熟度につきましては、受益農家からほぼ全員の同意を得ておりまして、熟度も有していると考えております。以上の観点から評価点は94点、判定はランク1としております。総合評価としましては、各観点の評価結果から事業を継続することが妥当と考えております。以上で農地整備課所管の説明を終わらせていただきます。

高橋委員長：はい、どうもありがとうございました。継続評価につきましては福地地区、豊川2期、オノ神についてご説明いただきました。再評価の方は芝野の説明でございました。それでは続きまして森林整備課から説明をお願い致します。

森林整備課：それでは森林整備課所管の事業についてご説明申し上げます。総括表にありますように、今回ご審議いただく事業は継続評価で3件、再評価で5件の合計8件でございます。事業で言いますと、治山事業関係が3地区、林道事業関係が5路線となっております。この中で治山事業関係では地すべり防止事業の砥沢地区と地域防災対策総合治山事業の戸賀地区、林道事業関係では流域公益保全林整備事業の北水沢山線、フォレストコミュニティ総合整備事業の山新線を代表としてご説明したいと思います。最初に治山関係継続評価箇所の地すべり防止事業、砥沢地区についてご説明申し上げます。砥沢地区は旧鳥海町の中村集落、野宅集落などの上笹子地区の上流に位置してございまして、平成8年4月の融雪期に地すべりの兆候が活発化致しまして、市道のいたる箇所で、段差を伴う亀裂が生じたほか、地すべり末端地では押し出しによる擁壁や道路側溝が破損されたため、

現地調査を実施いたしまして、地すべり防止区域に指定された地区でございます。平成9年度から事業を着手しております。地すべりによりまして、一級河川丁川が閉塞された場合、下流域の人家440戸、市道、田畑等に多大な被害を及ぼすことが懸念されるため、平成16年度までに、右側、下部のブロックでありますAの1、2ブロック主体に集水井8基、集水ボーリング6,000m、溪間工4基、自動監視システム1式を実施しております。この地区は、平成14年度に事業再評価を実施いたしまして、総事業費10億円、事業期間を平成18年度までとする計画で審議いただきましたが、これまでの調査、解析により地すべり範囲が約20ha、また、すべり面の深度が130mと拡大していることが判明したことから、国に地すべり防止区域の追加指定申請を行いまして、平成17年の3月31日に追加指定されたところでございます。この地すべりの大規模化に伴いまして、事業期間を延長せざるを得ず、概成までの災害対策として、下流域の440戸の安全のため自動監視システムを平成16年度に整備したところでございます。今回、調査、解析の結果、大規模な地すべりが判明したことによりまして、事業内容の見直しを行いまして、抑制工といたしまして、隧道工300mを追加し、集水井につきましては10基から8基と、2基減としておりますが、事業費では9億円の増額を計画しているところでございます。自己評価についてですが、必要性につきましては、先程も説明いたしましたが、一級河川丁川が閉塞された場合に下流人家等の保全対象に甚大な被害を及ぼすことが予想されるためでございます。緊急性につきましては、年間20～30cmの移動量が確認されていることから、早急に対策工事を実施する必要がございます。効率性につきましては、災害防止便益から費用便益比が8.21と高くなっております。熟度につきましては、市との合意形成が図られており、各関係者に説明会を開催しながらそれとともに自動通報する監視システムが導入されております。このような観点から評価点合計は83点とランク1となっております。この地区は全国の地すべりの中でもかなりの大規模なものとなっていることから、現在までの調査では不十分な点もあるため、さらに詳細な調査が必要でございます。今後とも防止工事の効果判定調査を行いながら工事を進めるとともに、その結果により事業内容を再検討し、出来る限りの事業費削減を図って参りたいというふうに考えてございます。

次に、再評価箇所の地域防災対策総合治山事業戸賀地区でございます。本事業は山地災害危険地区の集中した地域において災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するため、緊急に行う総合的な山地災害危険地対策でございます。戸賀地区は男鹿半島戸賀湾に面しまして、17の溪流からなる302haが事業対象となっております。流域直下には保全対象といたしまして、塩浜、浜塩谷集落の人家78戸のほか、県道湯本加茂船川港線があり、地域内の殆どが山地災害危険地区に指定されてございます。その対策工といたしまして、昭和30年代から治山事業によりまして、復旧整備されてきたところでございますが、その後、一部治山ダムが満砂状態になるなど再災害の恐れが出てきたことや、事業対象地内のクロマツ林が松くい虫被害により壊滅的な状況になっていることなどから、総合的な整備を図ることとしたものでございます。事業の進捗状況につきましては、全体計画では、溪間工3基、山腹工2.0ha、森林整備50haとなっておりますが、平成16年度末現在で山腹工0.9ha、森林整備14haを実施いたしまして、43%の進捗となっております。今回事業内容の見直しを行いまして、山腹工事については国定公園内の工事であることから周辺環境や景観を考慮いたしまして、一部を法枠工法からノンフレーム工法である補強土工に変

更しております。また、森林整備については、森林の荒廃状況等から緊急を要する松くい虫被害対策を優先的に実施しておりますが、今後は状況を見ながら再調査を実施し、本数調整伐等をしていくこととしております。自己評価における必要性につきましては、この地区は78戸の人家が密集しているとともに、国定公園内であり、観光ルートとして重要な路線であることから、事業実施が必要でございます。緊急性につきましては、自然災害や松くい虫等により森林荒廃が著しく、周辺環境や景観への影響が大きいため早急な対策が必要でございます。効率性につきましては、費用便益比が2.19となっており、効率性は高いと考えてございます。熟度につきましては、地元との合意形成も成されており、周辺の自然環境や景観に十分配慮されているところでございます。このような観点から評価点合計は89点とランク1となっております。なお、平成17年度以降は山地災害危険地区の状況等を踏まえながら危険箇所を優先的に実施していきたいと考えております。

次に林道事業についてでございますが、今回、5件の路線が対象となっております。事業費ごとの目的や林道の必要性について、簡単にご説明申し上げたいと思います。継続評価の流域循環資源林整備事業は、流域における木材と森林資源の循環利用に資するための森林施業を推進するために必要な林道を整備する事業でございます。また、再評価の流域公益保全林整備事業は、水源かん養機能や山地災害防止機能の維持増進を図るための森林施業に必要な林道を整備する事業でございます。フォレストコミュニティ総合整備事業は、生活環境改善にも資する骨格的な林道を整備する事業でございます。森林につきましては、地球温暖化防止対策として二酸化炭素の吸収源としての役割が期待されているところでございますが、京都議定書に今年の2月、ロシアが批准したことにより、その位置づけは非常に大きくなってきております。このため、国では地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策として、健全な森林を整備するための緊急間伐5カ年対策を、また、これに続く間伐等推進3カ年対策を重点施策として推進しているところでございます。県においても、平成15年3月に「水と緑の条例」や「秋田の農林水産業と山村漁村を元気づける条例」が制定されまして、多様な森づくり、健全な森づくりのための基盤として林道や基幹作業道を中心とした路網整備を推進しているところでございます。

箇所別の説明に移りますが、代表的な2路線について説明させていただきます。最初に再評価箇所の流域公益保全林整備事業の北水沢山線についてご説明申し上げます。施工箇所を秋田県の全体地図の方に赤い丸で示しておりますが、山本郡峰浜村水沢地区になります。事業期間は平成7年度から平成19年度までの13年間、総事業費が12億円となっております。事業規模は、幅員4m、延長4,300mとなっております。当林道によって森林整備が実施可能となる利用区域面積が562haとなります。この利用区域面積562haのうち、約55%が人工林でその全てが7～8歳級の間伐を必要とする森林となっておりますが、区域内には路網が全くないため、適正な間伐が行われず、放置されている状況でございます。また、この地区は水沢ダム上流部の水源林で、全てが水源かん養保安林であることから、水源かん養機能などの公益的機能の維持増進のためにも、早急に間伐を行う必要がございます。そのため、林道の開設が要望されているところでございます。事業費の内訳と事業内容でございますが、平成12年の再評価委員会で要望意見を付して継続可とされた路線でございます。この要望意見は、一つは白神山地世界遺産地域の保全を考慮して林道の終点を鰯沢を越えない地点とすること、二つ目がこれに伴いまして、計画の終点地域にあるス

ギ人工林の伐採時期の延長と施業方法について森林所有者と十分協議をすること、三つ目が貴重な動植物の生息、生育に関する調査を継続し、その保全に努めることとなっておりました。林道の終点につきましては、図面の水色の線の脇に、鱒沢と表示されてございますが、その手前を終点位置としてございます。施業方法につきましては、強度の間伐を実施することにより、間伐期間の長期化を図るとともに、伐採時期を80年以上に延長しておりますし、皆伐作業は行わないこととしてございます。また貴重な動植物の生息につきましては、平成12年度と13年度に継続調査を行ってございまして、イヌワシ、クマタカの飛翔は確認されましたが、営巣は確認されてございません。また、その後も営巣は確認されてはおりません。事業の進捗状況につきましては、平成16年度末現在で全体計画延長で49%、総事業費で69%の進捗となっております。事業費の割に延長が延びておりませんが、これは今まで急峻でかつ岩盤地帯の工事のためでございまして、昨年度までに急峻な箇所を通り過ぎましたので、今後は順調に進むものと見込まれております。平成19年度には完了の予定でございます。自己評価における必要性につきましては、これまで本地区に全く路網がなかったため、森林整備を行うための路網整備が強く求められているところでございます。緊急性につきましては、水沢ダムの水源林でもあり、かつスギ人工林の全てが7～8 齢級となっております。早急に間伐を行う必要性がございまして、効率性につきましては費用便益比が2.60と高くなってございます。なお、評価内訳につきましては、次の頁に評価内訳表として添付しておりますが、評価点合計は82点とランク1となっております。

次に、フォレストコミュニティ総合整備事業の山新線でございます。これは大館市山館字沢地区になります。事業期間は平成12年度から平成19年度までの8年間で、総事業費が10億7,000万円、事業規模といたしましては、幅員4m、延長8,740m、利用区域面積1,550haとなっております。利用区域面積の約70%、1,090haにも及ぶ人工林がございまして、その74%が間伐などの適正な森林整備を必要とする9 齢級以下の森林となっております。しかしながら、手入れがされているのは起点部、終点部の既設林道周辺の森林に限られてございまして、路網が及ばない多くの森林は適正な整備がなされないまま残されている状況でございます。このため、既設の林道を有機的に連絡し、森林整備の推進や維持管理のための基幹道の開設が地元から強く要望されていたところでございます。事業の進捗状況につきましては、平成16年度末現在で全体計画延長の66%、事業費では60%と順調に推移してございます。ただ、今後、地形が急峻となるほか、土質も脆弱となるため、開設単価の上昇が見込まれますので、さらなるコスト削減に努めながら、開設進度の確保を図っていきたくて考えております。次の頁の自己評価における必要性についてでございますが、この地区は1,090haもの人工林がありながら、突込線形の林道しかなく、既設の林道では利用できない空白域が出てくるということもございまして、間伐などの森林整備を必要とする9 齢以下の人工林が74%を占めているということ、また、既設林道を連絡することにより効率的な森林施業を行うことが出来るようになるということでございます。緊急性につきましては、9 齢級以下の森林が74%を占めてございまして、持続的な林業経営を確立し、木材の安定供給に努め、地域木材産業の振興を図るためには、早期に間伐などの適正な森林整備を行う必要がございまして、さらには地球温暖化防止対策といたしまして、二酸化炭素の吸収源とするためにも、早期に適正な森林施業を行う必要がございまして、効率性につ

きましては、費用便益比が3.89とかなり高くなってございます。このような観点から評価点合計は87点と、ランク1となっております。以上で森林整備課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い致します。

高橋委員長：はい、どうもありがとうございました。ただいま森林整備課から継続評価については砥沢地区、再評価につきましては戸賀と北水沢山線、山新線について代表的にご説明をいただきました。以上、農林水産部所管の説明が終わりましたが、これまでの説明で主な事業内容としては農免農道、あるいは担い手育成、それから地すべり、それからかんがい、治山、林道、フォレストコミュニティと言ったような項目の事業であったと思います。以上32件につきまして説明ありました事業、それからその他の事業にも含めましてご意見、ご質問、ご遠慮なく出していただきたいと思います。佐藤委員どうぞ。

佐藤（万）委員：農水省が景観配慮の原則化ということで美しい景観作りに寄与する木材の利用拡大を謳っています。景観配慮を評価項目として明記しているわけですがけれども、秋田県の場合も農林を大事にしていくという点で公共事業における積極的な木材利用という評価項目があってもよろしいのではないかと、そう思って今回の事業箇所を見てみますと、継続の方の陣馬地区それから再評価の方の戸賀地区、それから最初にご説明いただきました鶴川南部につきましては、景観配慮ですとか事業での木材利用ということが書かれておりますけれどもそれ以外にはあまり記載されておりませんでした。ですから評価内容の中に積極的な木材利用ということを入れていただければ保全と利用、そして景観づくりといったことが進むのではないかと考えますけれどもいかがでしょうか。

高橋委員長：ただいまのご質問について基本的なスタンスといえますか、事務局の方でいかかでございますか。所管の方ですね、どうぞ。

森林整備課：森林整備課ですが、木材利用につきましては、特に治山事業におきまして、間伐材を公共事業にということで、かなり、いろいろな面で使っているのですが、通常、コンクリートや鉄、そういったものにも変わるものであれば全て木材を使用するというスタンスで事業実施してございます。ただ、この評価の中で、木材を使用した箇所が、点数になるかという、治山事業の場合は、木材を使うのが一般的になっていますので、特別評価項目に入れるというような感覚もまたなかったわけでございますが、間伐材等では小径木を、それから、全てではないですが、秋田スギの間伐材で合板ができているということもございまして、その合板で型枠を作るといような形でいま進めているところでございます。

高橋委員長：佐藤委員、よろしゅうございますか。

森林整備課：林道については間伐材利用の項目というものはございます。

高橋委員長：はい、石井委員どうぞ。

石井委員：今、景観についてのお話があったんですけども、これもこの委員会が始まった段階からずっと私が申し上げているんですけども、さっぱり反応がないというか、ほ場整備によってですね、農村の風景が非常に壊されているというイメージがあって、少なくとも道路沿いの木とか、何かを植えるということをやはりやっていただきたいと、まあこういうことですから、10年も同じこと言っていれば何とかなるもんだなと思って、だいたいそういうもの提言したときには、10年経たないと成り立たないというんですけども、最近、読んだ本で、司馬遼太郎と滋賀県の元知事の武村知事がですね、お話したときにもその話題として、ほ場整備は農村日本での伝統的な農村風景を壊しているということについての危機感、かなり前だと思うんですけども、その本にも載ってましてね、やはりあのどうもほ場整備の方の、棚田というんですか、それをですね、アメリカのカントリーのみたいにね、広いものを理想的なものだというふうにして考えておられて、日本独特の風景というものを何となく考えておられないような、これはもう秋田県だけじゃないと思っている。当時の武村知事が言ったくらいだから、農水省がずっとそういう考え方でどちらかといえば農業というのは、キャッチフレーズでやはり環境に非常に力を入れているんだ、だから農業施策に力を入れなければいけないんだということを言いながら、実際にはやはり景観というものについて、田舎の伝統的な日本の景観というかな、農村風景の外観については壊してきているという意味は、その第一がやはり、樹木を伐ってきたことだろうと思っておりますね、まあ、何年経つんでしょうか、言ってますけれども、再度、このところで何か考えを直してほしいということの一つ意見として申し上げる、再度申し上げておきます。再々度、何回もですから。一言申し上げておきます。

高橋委員長：石井委員から、過去何度か同様の意見が出ておったようですが、また、ほ場の大区画化が農村風景を壊しているというような意見もあったんですが、その辺の基本的な考え方をちょっと補足頂ければありがたいんですが。

農林水産部（黒子参事）：ただいまの意見でございますが、私共、農村、或いは田んぼの中の森林の全てを、中には鎮守の森とか色々あるわけでございまして、そういうものを全て破壊して、平らにして大区画を作ろうとは思ってございません。やはり、残すべきところ、日本の農村というのは故郷、日本の原風景でございますので、そういうものも守るべきところは守り、山間部でなくて平らな部分、1ha区画を十分に確保できるようなところではできるだけ平らにして、農作業効率を高めていきたいと、そういう観点で進めてございまして、必ずしも全て木を全て木を伐るとかそういう考え方では進めてございませぬので何とかご理解をいただきたいと思っております。

高橋委員長：あらたに植栽するという方法というのはいかがなんでしょうか。

石井委員：前もお話したんですけども、問題は道路のところですね。今は道路際に木を植えているということは少なく、道路際に何を作っているかということ、防雪柵ですか、防雪柵を使って人工的な作り物であって、そして今確かに夏の間下ろすようになって、だ

いづ工夫はされたんだけど、道路からの景観として非常に良くない風景がやはり出てきている。そういうところも木であったら、まあ確かに効果は落ちるんだろうけれども、そういうような風景で残していただき、特に目に付く風景というのは道路際ですね。道路際についてのいろいろな建物、我々の店舗とか、家屋については道路の景観を守るためには抑制しなさいとか色んなことを景観上言っているわけですね。それに対して、保護元である林業、農業とかそういうもののところが配慮していない、採算性に合わないとか、色んなことを言っている。ところが、他のところはみな景観上考えた時にそういうコストを考えながら作っていると、取り入れながらもやっている例が他のところでありながら、本来は持つべき農業とかそういうところでやってないというのはちょっとおかしいんじゃないかという感もします。そういうことでもう少し考えて欲しいと思います。単なる効率、採算性だけではない、そういう道路際とか何かいったときにはやはりその景観にも責任を負うべきだと私は思っております。

高橋委員長：関連して何かご意見ございますか。佐藤委員、今、関連して、よろしいですか。

佐藤（万）委員：すみません。景観については維持管理まで出来るかということも含めての議論だと思いますので、ちょっと石井委員とは私は違う意見を持ってますけれども、木材の利用拡大ということも対象地区について結構ですので、評価項目の中で評価していただきたい、それによってやっぱり積極的に使っているということがわかるとと思いますので是非お願い致します。以上です。

高橋委員長：はい、ありがとうございました。石井委員の言わんとするところも是非一つ今後の課題として受け止めていただきたいと思います。佐藤委員どうぞ。

佐藤（照）委員：それでは私、農業土木をやっている者として、若干補足といたしますか、石井委員の方から、もう前からその話は私聞いてまして、確かに今までやってきました農業土木のほ場整備に関しては、大区画を作るということ、メインでやってまいりまして、これは省力低コストということから当然のことで、ただ一方では景観という意味ではですね、最近は中山間地のほ場整備に関しては、むしろこれは景観をはじめですね、その他、防災等多面的機能という視点で、これについては十分そういうことには配慮しているわけです。ただ、平場ですね、大区画ほ場整備については石井委員がおっしゃるように確かにですね、景観としての生態系というか植林というか、植生ですか、樹木等々の配慮は若干欠けていたんじゃないかという気は私もしております。これについては今後の検討分野としてはどういうふうに、その平場の自然環境等を作っていくかと、ほ場整備の区画の大きさの問題だけでなく景観も併せてというふうに考えていくべきだと思っています。

若干、時間いただきましてせっかくですから秋田県の農林水産部の担い手基盤整備に関しまして、私の方から県の方のサイドの肩をもつわけではございませんけれども、せっかくですから、若干ご紹介しておきたいということも含めましてお話をさせていただきたいのですが。実はこの担い手基盤整備事業、秋田県の方の農林水産部、特に農地整備課さんを

中心にここ数年以上力を入れてやってきているほ場整備事業ですが、これに関しまして実はですね、大変おめでたい話がございます、今年度、農業土木学会の上野賞を受賞したということで、大変素晴らしい業績をあげているんだということをまず皆さんにご紹介しておきたいと思うんです。この上野賞というのはいったい何だかということ簡単に説明させていただきたいんですが、忠犬八子公の方は皆さんご存知と思いますが、その飼い主の方が、東京帝国大学の上野英三郎教授という方であったわけで、この人は農業土木の生みの親でございます、この先生の名前をとって設けられた賞なんです。これが実は今年度の農業土木学会賞、このまさに今、今日、説明されております農地整備課さんですと長年取り組んでこられた担い手基盤整備事業の中の生態系保全に配慮したほ場整備という、先程ちょっとイバラトミヨの話が出てましたが、こういう事業が全国的に高い評価を受けているんだということを当事者はなかなか言いにくいんでしょうから、私がこの場を借りまして一応皆さんに紹介させていただきたいと思います。

そういう中で実は今度、私からも2、3質問させていただきたいと思うんですが、先程、2箇所程の整備事業の地区の紹介がございましたが、多分今の農業土木学会賞を受賞した地域もこの中に多分従来入っていたんだと思うのですが、今後、こういう事業を進めていく場合の中で、3点程お伺いしておきたいんです。実はこの公共事業が、年々事業費が抑えられてきてまして、実施するのが大変難しくなっているという中で、地域の今の景観や生態系に対する要求がどんどん高まっておりますので、この事業を実施する上でですね、地区と地区の住民をどう参加させていくかというのが大変重要な課題となろうと思うのですが、秋田県はこれについてどのように取り組んでいらっしゃるのかということが第1点目。それから第2点目はですね、実際、経費削減の中で実施する工事はむしろ環境に配慮あるいは景観や生態系を保護するとなると、経費がむしろ嵩むんじゃないかと、この経費が嵩む分は一体どのようにして対策を講じられているのかと、ややもするとですね、工事費があがるということは、農家の負担増につながるという可能性が十分考えられるのですが、それをどのように秋田県としては実施されているかということが2点目。3点目、こういうふうにして実施された効果は一体どのように上がっているのか、それをどのように実施、評価をですね、モニタリングあるいはどういうふうにして実施してですね、外部に公表しているのか、この辺についてあるいは今後どうされようとしているのか、この3点について質問としてお願いしたいんです。

高橋委員長：すみません、1点目は住民参加・・・。

佐藤（照）委員：住民参加型をどのように実施されているか。

高橋委員長：今、佐藤委員から3点、ご質問ありましたが、よろしくお願いします。

農林水産部（黒子参事）：一つは事業費の抑制、事業費といいますか、予算額の抑制という観点から、要するに多自然対応型といいますか、生態系対応型環境保全型工法というのは一般の工法よりも多少高上がりになるという観点からどうするのでしょうかという話でございますが、やはり、自然、環境保全を進める、配慮しながら工事を進めるという観点

からすると、地区全域をカバーしていくというのはなかなか費用的にも困難であると考えています。従いまして、今、県として対応しているのは、各市町村が事業を実施する際に立てております、環境マスタープランというもので、各市町村の、ここは守るべき、ここは配慮すべき、ここは普通でいいよという、そういうゾーニングを今、各市町村で設定してございまして、やはり守るべきというところであれば、積極的に投入していかなければいけないのかなと、そういうふうにご考えてございまして、その掛かり増しした経費でございまして、それは、農家でなくて、県が負担することになってます。そういうことで、それをどんどん大きくしていくとですね、いずれ県の負担が増になるという、そういう隘路になっていることございまして、やはりこれからはですね、例えばイバラトミヨの話ですと、新聞にも出てましたけれども、六郷中学校ですか、イバラトミヨの保全に関して、コカコーラの方の賞をいただいております、やはりそうした地域住民といいますか、皆様地域の方々がフリーに参加してですね、そういうものを守っていくというのも醸成しながらですね、個人だけで対応していくというのは、今後続ける上では少し容易でないというふうにご考えてございまして、そういうボランティア、地域住民の方々も参画してもらおう恰好で進めていかなければいけないのかなと、そういうふうにご考えてございまして。

高橋委員長：効果のモニタリングというようなこと……。

農林水産部（黒子参事）：効果の評価ですけれども、例えばですね、イバラトミヨについてですが、一定の地域外に移してですね、その池で飼育といいますか、養っている例がございまして、そういう移転先への自然環境が良好な場合ですね、例えばイバラトミヨであればどんどん増殖といいますか、増える傾向にございまして。そういうことからすると、我々は一定程度、限定的ですけれども、イバラトミヨに関しては、手を加えたものは確かに目で見れば増えているわけですから、そういう意味では、一定程度の効果があるのかなと、そういうふうにご考えているところでございまして。

高橋委員長：佐藤委員、よろしゅうございますか。その他ございませんでしょうか。はい、どうぞ、小笠原委員お願いします。

小笠原真澄委員：私は、地すべりのことについて、ちょっとこれは教えていただければと思うのですが、最初の県の方のご説明で評価基準について異なる事業間では評価項目、配点ですね、配点を統一することは難しいということだったのですが、先程、ご説明いただいた中でちょっと素朴な疑問があったのですが、農地整備課の「オの神」ですか、この、これは地すべり対策事業ですね、そして最後の方、森林整備課の方でやはり地すべり防止事業で、「砥沢」でしたか、のところで同じ地すべりなんですけれども、その緊急性の配点が違っているんですけれども、その評価配点が、25点と20点というふうに違うんですけれども、まあそれは色々な事情があるんだと思うんですけれども、同じ事業で、また配点が違う、さらにその評価点が、オの神の方が23点と23/25で単純に考えても90%くらいの評価点になるわけなんですけれども、内容を見ますと、砥沢地区でしたか、こっちの方が保全対象が四百何十戸の民家で、また更に、途中で追加指定が加わって、今、現在自

動監視システムなども付けているというくらいで、まあ単純にそれだけ聞きますと、砥沢地区の方が何か緊急度は高いような気がするんですけども、この配点とその比率というんでしょうか、それだけ見てもなんか違いが出てくる、これは前回、色々取り上げられて今回もまた県の方のご説明をいただいたのですけれども、その説明をいただいた上でもなおかつちょっと理解できないかなという気がいたしましたので、教えていただければと思います。

高橋委員長：ただいまの同じ地すべりということでの違いですが、はい、お願い致します。

森林整備課：砥沢の件でございますが、配点の関係から、緊急性につきましては20点満点の16点となっております。これは、この配点の仕方が悪いのか、いずれ他事業との関連という項目がございます、これが地すべり指定をしながら、鳥海町の奥の方、集落はかなりあるのですが、奥の方なので、他の事業が今のところ一切入っていないということで、これが他事業は未定であるということで、これが5点のうち1点になっていますので、その分だけ下がっているということで、あとは緊急性については満点といいますか、いずれ最高の点数になっているところでございます。

小笠原真澄委員：あの、そういう説明をいただきますとそれはそれで納得というか、そういうことなんですねということなんですけれども、やはりこの評価基準については何かちょっとまだピンとこないところがあるので、さらに検討の必要性があるのかなと思っておりますので、その辺またよろしくお願ひしたいと思います。

高橋委員長：はい、松富委員どうぞ。

松富委員：関連したことで質問させていただきます。例えば、今、私が開けているのはですね、「山新線」ですかね、フォレストコミュニティ総合整備事業で一番最後あたりですか、その具体的な評価のところの表なんですけど、今のことも関係するんですけども、例えば今日、ご説明あった中で「必要性」という項目の中に事業の進捗状況というのがあります。で、これを見ますと進捗状況がいいと10点、悪いと1点。なぜ、進捗状況がいいと、それが「必要性」があるというふうになるんでしょうか。ですからまあ、ここでの質問というのは進捗状況がなんで「必要性」なんですかという質問なんです。なんかこれを見ますと、事業を進めてもうこれは事業をやると決めたんだから、これはなんといえますかね、もう優先度高いんだというふうに、前もって決めているような感じですね。ですから、進捗状況というのは「必要性」ではないんじゃないかというふうに思うんですね。そういったことでどうもこの評価のやり方というか、評価項目がよくわからない、まあそういったことで関連しているということです。

高橋委員長：関連ですね。じゃあ、石井委員どうぞ。関連して。まとめてご回答いただきたいと思います。

石井委員：この砥沢なんですけれども、ここの今、20点じゃないって、「緊急性」のところですか、16点となっていると。他事業との関連がないというんだけど。これ地すべり起ると、川が閉塞されて、河川、その河川の方ですか、これに大きく影響があるというふうに考えられるんですけれど。その点考えて、これが例えば河川に関係するということになってくるとその内訳表ではどこに対応することになるのか、私は「緊急性」の他事業との関連で河川の方と関連するからここはまあ河川が閉塞されたら大変なことですから、この辺が5点くらいなるんじゃないかなと私は思ったりしたんですが、いかがなものですか。

高橋委員長：今、お二方、質問ございましたが、まとめてご回答をお願いします。

森林整備課：河川の関係なんですけど、これは我々も反省しなければいけないのですが、ここの項目に関してはですね、この近辺で他事業がやられているのかやられていないのかという形で判断したわけでございます。ですから、これからの地すべりが起きた時には、河川に対する影響というのはかなりあるかと思いますが、今、その付近で他事業がどういう形でやられているのかという観点で見た場合に、現在、他の事業が入っていないものですから、1点ということにしたのですが、本当は、我々もこれはちょっと変な感じだなということで反省はしているところでございます。

高橋委員長：何か関連してございますか、ご意見……石井委員、今の説明でどうですか。

石井委員：河川の方の事業が必要になってくるからと、今やってないけど、やらなければいけないことになってくるんじゃないかなと思いますから。もしあれだったらどういうふうに考えられているのかそこらへんのことを。それが起こったらやはり道路だったら道路、河川なら河川などと、そういう意味で単純にそのところ、まあ、家屋の場合もあるんでしょうけれども、そういうふうに考えた時にどう考えるのかという、まあ考え方の問題でしょうけれども、点数上げる為にだったら、そういうふうに関係するのがあったらと、点数上げた方がいいです。上げるためにもそういうふうに関係あるというふうにしたほうがいいんじゃないかと思いますけどね。

高橋委員長：何か所管の方で補足ございますか。

森林整備課：事業がこれからやるのかやらないのかと計画ではなくて、今の段階で、現在やっているかやっていないかという形で判断したものですから、こういう形になったのですが、一応、この関連についてはこの項目自体を検討する必要があるんじゃないのかなと私は思っているところでございます。

高橋委員長：松富委員。

松富委員：今のが私の質問に対するお答えですか。違います。そしたらまだ答えてもらっ

てはないということですか。

森林整備課：これもいろいろ中で検討したのですが、現在、こういう項目になっているので、この中でやっているのですが、この必要性というのも、今、かなり予算的にも厳しい中で、市町村の負担の関係もございまして、そういう形で事業が進まないと必要性がないという話なのかどうかというのは、我々も疑問に思っているところでございまして、これも含めて検討しなくてはいけないのかなと思っております。

松富委員：必要性にも二つあると思うんですね。一つは本当にこの工事が必要だというもの、もう一つはこの工事が遅れているから取り戻すために投資が必要だと、その二つがあると思うんですね。僕はここの委員会は前者の方ではないかなと思っております。そうすると、この進捗状況は関係ないのではないかと、ここの項目には入らないのではないかなと思っておりますけれども、以上です。

高橋委員長：はい、ありがとうございます。この審査項目については、これはまあ新年度にまた審議する機会があると思っておりますが、確かにこの委員会としては工事そのものの必要性というような観点からの審査というような感じがいたしますが、他の方々いかがですか、今のご意見について、何かございますか。この必要性ということにつきまして。今の松富委員のご意見も一つ書き留めていただいて次回の基準についてまた審議いただく時間があるかと思っておりますけれども、その時にまた再度仕切り直してご意見をいただいで欲しいなというふうに思っておりますけれども、よろしくお願い致します。その他いかがでございますか。

羽田委員：若干、関連するかもわからないんですけれども、農林水産部管轄のですね、フォレストコミュニティ事業でしょうか、それからその流域循環資源林整備事業でしょうか、それに関連しまして若干、感想といたしまして、ちょっと言わせていただきたいと思うんですけれども。私も数年前までは水質関係の調査等なんかやっております、山の中に結構入っていくことがあったんですけれども、その時に、林道の重要性ということをつくづく痛感いたしました。奥に入っていけばいくほど、大変になってまいりますし、その点、やはり道路なければどうしようもないと、本当に林道整備されておりますと、そこに乗っかっていけますので、もちろん水源地帯までは林道だけで行けることもありますし、林道が終わってからまた歩かなくてはならないということもございまして、そういう意味で、こういった整備事業ですね、これからも続けていただきたいと考えております。その中で、今いろいろと意見ございましたけれども、非常に大事だと思うことは、最近の公共事業は、地域住民の意見とか、住民参加といったことが非常に重要だと思うんですね。ですから、今の検討にございましたけれども、評価項目とか細目などが非常に重要でございまして、例えば、このフォレスト評価事業に関しましても、様々な細目ございまして、その中で特に、林業といいますのはどんどん人口が衰退しております、厳しい状況にあると、一方で、日本全国あるいは秋田県でもですね、林業を守っていきまさんと、水源保全にとっても非常に重要ですし、治山・治水にとっても重要であるという観点から、必要な事業であること間違いないと思うんですね。そういう意味で、この住民

参加ということをどのように入れていけばいいのか、その辺のところ、私も非常に迷うところなんですけれども、その辺の考え方をお聞かせいただければと思うんですけれども。

高橋委員長：住民参加についてですね。お願い致します。

森林整備課：いわゆる基幹林道ということで、県営で実施しているわけですが、地元で道路が欲しいという話がありますが、どうしても林道の開設単価が高いものですから、なかなか開設が進まないということもございます。集落なり、いわゆるその地域の方々との話の中では、こういう基幹的な林道の他に、さらに作業道なりそういうものを開設せざるを得ないだろうということで、全てが林道ではなくて、作業道的なものにシフトしていきたいということで、いろいろ検討しています。そういう予算は、ある程度増やしていただきながら、単価は安くて、延長は延ばしたいということで、そういう形でやっているところでございます。ただ、どうしても最終的に間伐なり、主伐をして木を出す時にはですね、こういう幹線の道路が必要になってくるわけでございます。この道路が必要な時にすぐ道路を作るわけにはいかないの、ある程度、林道も5年、10年とかかりますので、今からそういう形でやらないと無理なのかなと、ただその林道を基盤にしながら、地域の人が必要な道路も含めて一緒に循環的な道路としてやっていきたいと思っております。

高橋委員長：はい、どうもありがとうございました。前半の時間がおしてまいりましたが、先程ちょっと私飛ばしちゃったんですが、小笠原真澄委員の緊急性、地すべりの緊急性のところ、20点と25点の配点の違いがあったんですが、ああいうのは性格、地すべりという性格からして揃えるべきだとか、評価基準を一致させるべきだというようなご意見ではなかったんですか。

小笠原真澄委員：配点、それも揃えられれば同じ事業と私は受け取りましたので、担当課という、課が違うんですけれども、同じ事業だと受け取りましたので、配点が揃えられればよりわかりやすいとは思いますが、また、23/25というのと16/20というので単純に比べてもなんか一般的に受ける緊急度を反映してないのではないかと、かたや9割くらい、かたや8割くらいの緊急率になるんでしょうけれども、8割くらいの緊急率で出ている方が一般的にはなんか、緊急度が高いのではないかという印象をもってしまうので、ちょっと違和感が伴うということを指摘したかったのです。

高橋委員長：それでは最後に今の小笠原委員のご意見に対して一つ課によって同じ地すべりなんですけれども、評価基準が違うということだけちょっと説明いただきたいんですが。

農林水産部（黒子参事）：確かに違います。両課、20点と25点の配点になっていまして、どこかが15点になっているわけですが、農地整備課と森林整備課の農林水産部内のことでございますので、調整を取らせていただきたいと思っております。

高橋委員長：はい、ありがとうございます。小笠原高委員どうぞ。

小笠原高委員：私あの前回欠席しておりましてちょっとわからなかったんですが、前回の答申書に公共事業評価書、事業箇所評価についての意見として別表の方に別紙の方に出しております、の方ですが、環境へ配慮した事項について云々と2行目に書かれてあります。この環境という言葉は非常に複雑でありまして、この環境が実際ここでは何を指しているのかちょっと私には見えにくいんです。私は生き物屋として生き物もこの中に含まれているのかなと、あるいは景観もこの中に含めていいのかなと考えておりました。というわけで、環境をもう少し具体的にかみ砕いて説明したらいかがでしょうか。でないと私共ちょっと理解ができてにくいような気がいたします。以上です。

高橋委員長：はい。前回の審議の中でこの新規箇所、評価の場合もこの環境評価に配慮したという記載がほしいという意見がそこに記載されたわけですが、それについての小笠原高委員のご指摘なわけですが、井上委員、関連して、はい。

井上委員：今の小笠原委員のそれ具体的にですけども、例えば豊川2期のところですね、先程佐藤委員から効果はどうかとありましたけれども、実際には例えば豊川2期のこの場合、生態系保全ですけども、小笠原先生が委員長になって実際にそこをやっていたわけですね。ということは、ここの熟度のところに環境対策というのがありますけれども、ここでそういう生態系保全の委員会の例えば指導のもとにとかいう形で生き物対策をやってきましたよということを、きちんとここに書ける、つまり評価のポイント高くなるはずなんですよ。その農業土木学会賞もらったといいますけれども、実際にはそういうすごい時間をかけて取り組みがあったわけですけども、これ実際に担当しているのは地方のそれぞれの振興局の下にある部局なんですね。これ多分、評価調書書いているのは農地整備課の本庁の方だと思うんですけども。そういう意味では実はどこにも書いてないなという、まあ私も実際にやっているんですけどもそう思っていました。以上です。

小笠原高委員：確かに、あの細目今、説明していただいた中ではこの環境、例えば動植物に対する配慮という事項が殆ど説明されてないんですね。これは新規箇所、評価においても、ですからここにあるものにもなければいけないというふうに私は判断しました。例えば大浦沼なんか見てみますと、先般も魁新聞にアマサギ、それから貴重な鳥類の生息地であるということが記事として出ておりました。その他に昨年秋には、春か、マガモ80羽ばかり立ち寄っております。それからすぐ近くでケリの繁殖地の見受けられております。これは私直接見ております。しかもここはずっとそういう点の調査もしているはずなんです。そういう内容が全くこの内容に掲載されていない、そうすると、私共何を見てこれを判断すればいいのかというジレンマに陥っております。その辺ちょっとご説明いただきたいと思います。

高橋委員長：今、おっしゃられたのは大浦沼で環境への配慮が5点となっているんですけど、その内容がどうなのかということでございますか。

小笠原嵩委員：そうです。具体的な内容が何も入ってないんですね。ただ環境は良いか悪いかとかなんかということだけで、何も具体的なものが入ってないような気がいたします。

高橋委員長：まあこれは全ての基準に対する評価について言えると思いますが、特にこの点についてだけ何か補足ありましたらご説明お願いしたいんですが。

農林水産部（黒子参事）：先程、井上委員からもございましたけれども、例えば、ほ場整備を実施する際、生物とか水文関係の専門家からなる農業農村整備事業に係る生態系保全対策検討協議会というのを動かしまして、小笠原先生にも委員として出席いただいております。ほ場整備を進める上で、適切な生態系保全、必要な生態系保全対策を検討していただいております。個別にここはこうあるべきだ、こうするべきだというところまでご提言をいただいているわけです。そこで配慮しているというポイントですが、ただ先程来、話がございまして、全てを対象としていくというわけにはできないものですから、評価をする際に、配慮している、十分配慮している、と記載する部分にジレンマございましてですね、こういう表現になっていまして、もう少し我々も、そのあたりをですね、計画時点から対策工法を十分、第三者の委員の方々と協議しながら進めているわけですが、その部分をどう捉えるのかということでもう少し検討させていただきたいと思っております。

小笠原嵩委員：了解いたしました。例えば今申し上げた大浦沼、あるいは森林関係の北水沢、あるいはあちこちで僕、調査にも関わっております。そういった重要な部分だけを抜粋してこの中に掲載していくという手法は取れないんですか。

森林整備課：実際、検討している内容を書くべきだと私も思います。

小笠原嵩委員：そうですね。一つよろしくお願い致します。

高橋委員長：ただいまの検討内容も記載という点で、是非受け止めていただきたいと思います。時間も前半おしておりますが、これだけということございましたら、いただきたいのですが。もしなければ今までご説明、ご審議いただいた、農林水産部さんについての次回に重点審議として残すべき事業、案件ございましたらご指摘いただきたいと思います。いかがでございますか。はい。特にないということでございますが、今まで景観配慮あるいは農村風景の点、あるいは住民参加、あるいは評価基準についての一部やはりもう一度見直しというような点、色々ご指摘がございましたので、そこらへんはまたまとめで答申につけます意見書の中でまたご協議を申し上げたいというふうに思います。それでは次回に特に審議、重点審議する事業はないということでもよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。それでは前半の農林水産部さんについては県の対応を可とするということで終了したいと思います。

それではここで5分程休憩して後半の方へ入りたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

〔5分休憩〕

高橋委員長：それではお待たせ致しました。後半の方に入りたいと思います。早速ですが、建設交通部所管事業の調査審議をこれから行いたいと思います。はじめに都市計画課から説明をお願い致します。

都市計画課：都市計画課長でございます。都市計画課からは街路事業3件についてご審議を賜りたいと考えております。資料の方でございますけれども、建設交通部の評価個別表のファイル、こちらの方、ご覧いただきたいと思っております。街路事業につきましては継続評価が2件、再評価が1件ございます。

継続評価につきましては新屋土崎線と駅東中央線の2件で、共に事業着手後2年を経過したものでございます。代表致しまして、新屋土崎線の方を説明させていただきます。ファイルにございます継続評価の一番最初のインデックスがついている案件をお開きいただきたいと思っております。新屋土崎線はご承知のとおり新国道と呼ばれている路線でございます。箇所名は秋田市山王で、山王十字路と呼ばれている交差点の南北方向でございます。資料を5枚ほどめくっていただきますと、位置図が出てまいりますのでお開きをいただきたいと思っております。対象となる事業の事業区間は赤でお示しをいたしました区間でございます。もう1枚めくっていただきますと、もう少し詳細な図面、概要図が出てまいります。延長は980m、計画幅員は26.5m、4車線で整備を致します。図中、黄色の部分が拡幅をする範囲でございます。なお、山王交差点は現在工事中の秋田中央道路が19年度に完成する予定でございますが、そこに東側からとりつくことになってございます。次の頁に写真がございますのでご覧いただきたいと思っております。上の2枚がそれぞれの方向の車線の状況と混雑状況でございます。現状では交差点に向かう方が右折レーンを分けた2車線。それから交差点から出る方が1車線となっております。特に交差点に向かう直進及び左折のレーンが激しく混雑をしております。主要渋滞ポイントにも位置付けられておまして、現況では最大では約1キロ、通過に10分以上かかるような状態になってございます。それではインデックスのついた様式の方に戻っていただきます。事業期間は平成15年から19年までの5年間で、総事業費は42.6億円でございます。現在は用地買収を順次進めているところでございまして、平成16年度までに17%の進捗となっております。これはほぼ計画どおりになってございます。次の頁をご覧いただきます。前回の評価結果が記載されてございます。これは新規採択時の評価でございまして、この時に事業採択認められていただいておりますが、宿題といたしまして16年度からの補助採択というものを最大限努力すべきというふうになってございますが、平成16年度から国庫補助の方は採択になってございます。その下、所管課の自己評価でございます。この路線は秋田市の中心部から各方面に渡る主要放射道路というネットワーク上、重要な位置付けのある路線であることに変わりなく、また、市町村の合併支援道路にも位置付けられております。先程ご説明しましたように、秋田中央道路の供用に伴いまして、さらなる交通量の増加も見込まれているところでございまして、今回の事業区間の北側については隣接してすでに4車線化が完了しているということもあまして、この交差点の部分がボトルネックになっているという状況でございます。B/Cにつきましては、3.49でございまして、この事業につきましては都市

計画上の完成系は6車線になってございますけれども、今回は片側のみの拡幅という暫定の事業認可を認められてございます。これによりまして、秋田中央道路の開通に間に合い事業効果の一部早期発現が見込まれるということになってございます。なお、市内中心部の道路ということもありまして、電線の地中化なども図りまして、景観にも配慮するというふうに考えてございます。

続きまして、再評価の案件の方、ご説明をさせていただきます。資料の方は、再評価の一番最初の案件になりますけれども、千秋広面線でございます。こちらの方は、着手後10年の再評価ということになってございますが、継続評価として昨年度評価をいただいている案件でございます。箇所名は秋田市手形で、JR奥羽本線を亘ります手形陸橋と呼ばれている部分でございます。事業期間は平成8年から22年、総事業費は40億円となっております。また、5枚ほどめくっていただきますと位置図が出てまいりますのでお開きをいただきたいと思います。赤い部分、延長540m、幅員25mで整備をしております。ご覧いただきますように周辺では秋田駅周辺に複数の土地区画整理事業が事業中で、それぞれに関連してございます。もう1枚めくっていただきますと、詳細な図面が出てまいります。現在、用地補償につきましては赤いハッチ、図でいきまして千秋トンネル側、左側の方に一箇所だけ物件が残っておりますが、これを残して用地補償の方は完了しております。また、工事の方も出来るところから進んでおりまして、黒で塗りつぶしてございます橋梁の下部工が10基など出来ておりまして、現在では残り下部工5基と、それから上部工一式を残しているところでございます。その次の頁が現況の写真でございます。鉄道断面ということで、非常に交通量が多くなってございまして、それを捌ききれず混雑している状況でございます。現状では左下の写真にございますようにリバーシブルレーンということで、交通量に応じまして中央線を移動させてこの3車線で交通量を捌いているところでございます。このような混雑もございまして、4車線化ということを考えているところでございます。なお、右下の写真は現在施工済みの下部工、また未施工の部分を写してございます。インデックスのついている方に戻っていただきまして、一枚めくっていただきます。前回の評価でございますが、継続評価のところでは引き続き継続ということについて対応方針を可としていただいておりますが、難航している用地取得問題の早期解決を図るようにご指摘をいただいております。先程のあと1件と申し上げましたが、その物件については現在も交渉中という状況でございます。その下、自己評価でございますけれども、この道路は秋田市の都心環状道路の一部をなしております。また、鉄道断面の渋滞を緩和するほか、第二次緊急輸送道路として防災の観点も入ってございます。市町村合併支援道路の位置付けもございます。また、近隣には脳研センターなど第三次救急医療施設もあるため、アクセス道路としても高い重要性がありまして、これらの必要性等はゆるがないものというふうに評価をしてございます。B/Cは2.35ということでございます。当初、計画時は上部工を全部かけ直す計画であったところでございますが、利用できるものは極力利用するというので約10億円のコスト縮減を図っているところでございます。以上、よろしくご審議お願いしたいと思います。

高橋委員長：はい、ありがとうございました。継続評価につきましては新屋土崎線、それから再評価につきましては千秋広面線、手形陸橋についてご説明を賜りました。それでは

続きまして道路課から説明をお願い致します。

道路課長：それでは道路課所管の14件、継続評価13件、再評価1件の事業につきましてご説明致します。なお、代表的なもの3件について詳しく説明させていただきたいと思えます。

まずはじめに、建設交通部の評価個別表のうちのインデックス、「建 - 継 - 5」をおめくり願いたいと思えます。施工場所につきましてはちょうど4、5枚めくっていただきますと、位置図と写真のある頁があるかと思えます。そちらをご覧いただきたいと思えます。主要地方道比内田代線の板沢工区でございまして、平成15年事業着手で平成20年の完成を目途にしておるものでございまして。総事業費は8億6,000万円、延長が1.75kmという事業でございまして、この位置図、五万分の一の図を付けてございまして、ちょうど米代川を挟みまして、北側の方に国道7号並びに国道103号が走ってございまして。さらに将来的には、図面に赤点線が入ってございまして、大館西道路、いわゆる高規格幹線道路がこの位置に立地する予定で事業を進めてございまして。これらにアクセスするため、オレンジ色の引き出し線、延長1.75km分の道路改良工事でございます。周辺には大館の工業団地があり並びに国道7号、103号の代替路線としてのこの道路の重要性が結構高いものですから、また、現状の道路そのものが狭小でこの写真にありますように5m程と非常に幅員が狭く、また交通量も結構ございまして、15年から事業着手したというものでございまして。現在の事業進捗率につきましては、58%でございまして、用地補償関係の進捗率が約80%程度となっております。しかしながら、ちょうど中間部分に用地の難航箇所がございまして、現在その用地面積、全体の道路面積の予定面積のうちの約6%程度につきまして若干理解を得られない方が存在してございまして。このために私共、県の顧問弁護士並びに法務局等とも御相談の上で事業を進めておるわけでございます。具体的には、この方につきましては、用地契約の交渉は既に捺印等も頂きまして、その段階では合意していただいたわけでございますけれども、その後、先程申しました国幹道の路線が提案された際に用地単価の差がありすぎるといことがございまして、買収費用の受け取りを拒否という事実がございました。このため、私共9月2日付けで、今日でございますけれども、今日を持ちまして法務局に供託金1,500万円を預けまして事業を進めさせていただきたいと、そういう旨、その方に通知してございまして。このような状況の場所でございます。私共といたしましては、次の2枚目の頁でございますけれども、自己評価でございますが、やはり先程申しましたように国幹道のアクセス道路あるいは国道7号、103号の代替路としての機能が結構高い場所でございますし、またあの緊急性と申しまして、幅員が狭い、あるいは大型車混入率が秋田県平均12%に対しまして、約20%近い大型車が入ってくる道路ですと、ということもございまして、私共の判定では82点という1ランクにさせていただきます。今後につきましては、先程法務局に供託しましたお金をこの方のご理解を得ながらすぐ受領していただく旨で説得行為を続けさせていただきたいと考えてございまして、私共としましては総合評価で事業継続ということをお願いさせていただきたいということでございまして。

次に同じ継続評価、もう2点でございますけれども、インデックスの「建 - 継 - 12」というインデックスが貼っているものでございまして。この箇所につきましては、ちょうど4、

5枚めくっていただきますとまた箇所図と写真を入れている頁が最後にあるかと思えます。まず場所でございますけれども、富根能代線、いわゆる能代市の真壁地工区でございます。ここに5万分の1の図を入れてございますが、ちょうど能代市街地の米代川の対岸に位置する県道でございます、ここの交通量は約6,400台と国道並みの交通量を捌いている重要な道路となっております。ここにオレンジ色の事業区間の中の引き出し線、2,243mを引き出してございますが、その右手側、二ツ井側の方は14年度に事業が終了してございまして、延長2.6kmで完成してございます。トータル1工区ということで4.8kmを地元側に提示しまして、現在2期工区になってございますが、15年度からこのオレンジ部分を事業着手したというものでございます。この写真を見ていただければお分かりになるかと思えますが、やはりここも沿道に民家が密集してございまして、このように大型車並びにバスとの交差がままならないと、また歩道等もございませんものですから、交通事故の危険性が非常に高い箇所ということで、基本的にこの4.8kmのうち2期工区として2.2km部分の事業を立ちあげたというものでございます。しかしながら、ここに関しましても用地の協力体制が若干今不調になってございまして、1名の方でございまして、総論的には全体計画の道路計画をお示した際に、地域の方々から合意はいただいたわけでございますが、いざ2期工事を発表した際に、一部、一人の方がやはり用地について事業そのものの反対だということが出てございます。このため、もう一度インデックスを貼っている1頁目に戻っていただきたいわけでございますが、用地買収が難航しておりまして、実際計画が遅れてございます。平成15年から平成22年までの8年間という若干長い期間になってございますが、現在、用地交渉そのものはその方を理解並びに鋭意説得しまして協力をお願いするということで進めてございまして、まだ、合意はいただいてございません。しかしながら先程申しましたように、だいぶ厳しい箇所でございますので、私共は必要性の高い道路と認識してございます。2頁目に私共の自己評価を記載させていただいておりますけれども、必要性は先程申し上げておりますように、緊急輸送道路でございますし、幅員もこのように狭隘でございます。また、緊急性につきましてはやはり国道7号の代替道路ともなっておりますし、また、6,400台の非常に多い交通量が流れているということもございまして、地域全体としましては、やはりこのバイパスはみなさん必要ということでお分かりになってございますが、やはり一部にこういうことがございましたものですから、現在、合意形成を得ることを最優先に進めているということで私共としましては、出来れば、またこの継続はなんとかやらさせていただきたいなど、説得に努めていきたいと、こう考えてございます。これにつきましては、今後、どのようにその方への合意が取れるか否かについては、若干不透明な部分もございますけれども、振興局をあげてあるいは市役所をあげて説得にあたるということになってございますので、どうぞご理解をいただきたいと思えます。

次に再評価につきまして1箇所だけご説明させていただきたいと思えます。評価個別表の後の方になりますけれども、後から3つ目に「建-再-2」というインデックスを貼った部分の調書でございます。国道105号の北秋田市米内沢、旧森吉町の米内沢でございます。これにつきましては一番後の方に写真並びに図面を入れさせていただいております。標準横断図並びに位置図、それから写真、次の頁には大きな20万の1の管内図を入れさせていただいております。この105号の米内沢バイパス3.55kmでございまして、真ん中部

分に簡単なポンチ絵を入れてございますが、ちょうど米内沢の橋の左手側が鷹巣町側になります。右手側の方が秋田市並びに大曲方向のT字路部分になります。この黄色い部分が現在今事業継続中の場所でございます、その前後の1.6kmは既に供用開始してございます。黄色い部分には阿仁川を渡る橋梁並びに内陸線を渡る橋梁等がございます、構造物が多いことから結構時間がかかりましたと、さらには鉄道の協議等もございましたものですから。それから、米内沢の町部の方にここに遺跡の名前書いてございますが、これは埋蔵文化財等の調査も時間がかかりまして、平成3年に着工したわけでございますけれども、16年を要する大事業ということになってございます。もう一度1頁目に戻っていただきたいと思います。先程ご説明しましたように平成3年からかかってございまして、調査並びに用地買収に時間がかかった関係でこのような長期に亘った事業でございます。この中段部分に事業費内訳、事業内容というのがございますけれども、特に工事費に対する比率よりは用地補償費が22億と、町の市街地を縦断する道路でございますものですから、だいぶそちらの方の用地補償関係の処理に時間がかかりましたということになってございます。現在まで前後の1.8km供用してございまして、もう半分の1.8km、来年度には完成させたいと思っております。現実的には105号となっておりますが、実際はこの先線をこの再評価部分の滝ノ沢工区というのと連結になりますものですから、実質285号と同等の機能を要する道路となります。次に2頁目になりますけれども、その自己評価でございますが、緊急性、有効性、効率性、だいぶ高うございまして、トータル的には判定を1ランクとさせていただいております。なお、必要性のところは2点ということでだいぶきつい点数とさせていただいておりますが、この評価につきましては次の頁おめくり願いたいと思います。都市計画決定道路でございます、実際、現在道路があるわけでございますものですから2次改築事業という位置付けのために、私共は必要性の部分、だいぶ低うなっておりますけれども、実体的にはやはり必要性は何もこの箇所の一ポイントだけ見ますとこういう評価であります、トータル的に見ますと285号につきましては、中央部と県北を結ぶ重要な路線というネットワーク的にだいぶ優先順位の高い路線でございますので、ご理解願えればと思っております。今の段階では阿仁川に架かります橋梁も、床版工事を進めてございまして、来年度には是非とも完成させたいということで考えておりますのでよろしくご審議のほどお願い致します。

高橋委員長：はい、ありがとうございます。道路課から継続評価については比内田代線、富根能代線、それから再評価については国道105号米内沢バイパスについてご説明いただきました。それでは続けまして、河川砂防課からお願い致します。

河川砂防課：はい。河川砂防課長の佐々木でございます。よろしくお願致します。河川砂防課所管事業で今回ご審議いただく件数は継続評価件数が8件、再評価件数が2件の計10件でございます。このうち再評価につきましては広域河川の新城川、それと海岸事業の琴浜海岸を説明させていただきます。継続評価につきましては、地すべりの下前田地区の説明をさせていただきます。それでは最初に「継-22」のインデックスのところをお開き願います。地すべり対策事業の下前田地区の事業でございます。誠に申し訳ありませんがこの調書で間違いがありますので訂正願いたいと思います。調書の真中の事業費内訳の

ところの財源内訳の欄でございます。再評価時のところで国庫補助が「306,850」となっておりますけれども、ここが「261,500」、その下の県債というところが「277,000」となっておりますがこれを「235,350」、それから一番下の一般財源「-60,850」が「26,150」と訂正願いたいと思います。従いましてその隣の増減の欄でございます。国庫補助「-3,150」が「-48,500」、それからその下の欄の県債「-2,000」が「-43,650」、それから一番下の一般財源でございますけれども「-91,850」が「-4,850」と訂正願います。誠に申し訳ありません。お御手数おかけします。それでは地すべり対策事業の内容の説明をさせていただきます。3枚めくっていただきまして、4枚目の地すべり対策事業の概要の図面、写真あるいは図面でございます。ここを参考に見ていただきたいと思います。当地区は北秋田市迂途坂に位置しまして、ここは内陸縦貫鉄道阿仁前田駅のところでございます。平成14年3月19日の融雪期に地すべり区域のその末端ブロックが動き出して、人家、道路及び鉄道敷に多数の亀裂が発生したために、8世帯23名の方が緊急避難生活を強いられたことというものであります。地すべり発生後直ちに災害関連緊急地すべり対策事業によるボーリングあるいは集水井工、アンカ工等を実施し、応急工事を実施しましたが、同じく全体の背後を調査したところ、大きな面積110haという地すべりが判明したということで、この地すべり対策事業を計画したものでございます。平成15年度から19年度にわたる事業でございます。総事業費が5億2,300万円、事業計画内容は集水井工12基、集水ボーリング9,950mなどでございます。この事業につきましては、15、16年度とボーリング等を進めておりまして全体計画の48%が概成しておりまして、引き続き、地すべりの諸原因であります地下水の排除を目的に集水ボーリング等を進める予定にしております。18年度までにこれを完成させまして、19年度には観測調査解析を行い、安全を確認の上、事業の概成を図ることにしております。これが継続評価分の下前田地区の地すべり対策事業でございます。

続きまして、再評価について2件説明申し上げます。「建-再-3」というインデックスのところをお開き願います。15年目の再評価の広域基幹河川改修事業の新城川でございます。新城川につきましては平成12年に再評価でご審議いただき、継続という答申を受けて現在浸水被害の早期解消に向けて鋭意事業を進めております。この河川は計画最下流部の国道橋、これもやはり4枚目の図面を参考に見ていただきたいのですが、真ん中のところに黄色い国道7号が走っております。それと並行して鉄道が走っております。このところが今回の計画の基点部、最下流部でございます。この最下流部の国道橋、鉄道橋の流下不足が主要な原因となって上流部が洪水被害を受けているという形態となっております。このため、この事業の進め方としてこの鉄道橋と国道橋を掛け替えてから順次上流に改修を進めるというふうに考えておるところでございます。この事業は平成3年度に着手し、30年度の完成を予定しております。計画区間は国道下流の島合川の合流点から秋田自動車道のところまでで計画延長4,700mでございます。総事業費が46億2,000万円、現在の進捗状況が16年度末で事業費ベースで34.2%となっております。これまでの主な内容としましては、鉄道より上流の主動橋までの約500m間のショートカット部の用地買収及び主動橋の架け替えを完了しております。鉄道橋の架け替えにつきましては、JRと協議を重ねてまいりまして、この度19年度の工事着手が決まったことから、今年度から架け替えのための設計に着手しております。今後の事業の進め方でございますけれども、鉄道橋より

上流の市道橋までの500m間を一連区間としまして、25年度を目途に重点投資する予定でございます。具体的には鉄道橋の架け替えを19年度から21年度の3カ年で、その後、国道橋の架け替えを22年から24年の3カ年で、24、25年と上流の掘削及び護岸等を行い一連区間500mを完成させたいと考えております。引き続きその上流を整備していくということにしております。平成3年度の事業着手以来、国道橋あるいは鉄道橋の架け替えに伴う調整に時間を要してきましたが、今回のJRとの協議が成ったということで一応今後の事業の目途が立ちまして、早期の浸水被害の解消に向け事業を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、琴浜海岸についてでございますが、「建 - 再 - 4」というインデックスのところをお開き願います。海岸環境整備事業の琴浜海岸です。10年目の再評価でございます。琴浜海岸は県内でも有数の海水浴場でございます。その背後にはコースタルコミュニケーションゾーン整備計画による温泉施設、あるいはコテージ、学習施設等が整備されており、地元男鹿市の重要な観光資源となっております。この事業の背景には、既設離岸堤3基により大きな侵食被害は食い止めているものの、汀線が年々低下して、海水浴場としての機能が失われつつあるということや、離岸堤の設置によって景観の悪化などによって海水浴場の客も減少したというようなところでございます。このために離岸堤から人工リーフに施設転換を図って、景観に配慮しながら海水浴場を回復させるということで、平成8年度から25年度の予定で事業を行っているものでございます。事業内容は人工リーフ3基でございます。延長681m、総事業費は16億円でございます。事業の進捗状況でございますが、16年度末で事業費ベースで66.5%となっております。これまでの主な事業内容は人工リーフ3基のうち、14年度までに2基を完成させております。15年度から最後の1基に着手しております。海岸事業、琴浜海岸の事業の長期化の主な要因としまして、今まで完了間近の箇所に予算を重点投資した結果、環境整備の海岸の事業の予算の制約があったこと、もう一つには海岸事業ということで、しかも非常に浅い場所でございます。台風や冬季風浪の影響のために工事期間が限られたというようなことが挙げられます。今後の事業の進め方でございますけれども、既設離岸堤のブロックを転用して平成20年度まで最後の1基を完成させる予定でございますが、現在、河川砂防課所管海岸事業として侵食対策事業で本荘海岸ほか6海岸で事業を進めており、このうち今年度で3海岸が事業完了するということになっておりますので、来年度は海岸事業としてこの海岸環境整備事業の方に重点化をしながら、早期の完成を目指したいというふうに考えております。以上3件に説明しましたが、残り7件も含めまして、よろしくご審議下さいますようお願い申し上げます。以上で説明を終わります。

高橋委員長：はい、ありがとうございます。河川砂防課からは継続評価として北秋田市の下前田、それから再評価につきましては新城川河川改修と琴浜海岸につきましてご説明いただきました。それでは最後に港湾空港課から1件お願い致します。

港湾空港課：それでは港湾空港課所管の継続評価1件についてご説明します。インデックス「建 - 継 - 24」のところをお開き願います。4枚目に平面図を添付しておりますので、ご覧いただきながら説明させていただきます。本荘港水林地区で実施しております海岸侵

食対策事業につきましては、1級河川子吉川の左岸南側に位置する国土交通省港湾局所管海岸で、背後には飛砂防備保安林を有している海岸線であります。当海岸は冬季風浪などによる汀線の後退傾向が顕著で、背後の保安林にも被害が及ぶ恐れがあることから汀線を安定させ、浸食を防ぐことを目的に平成3年度から事業を実施しております。当事業の全体計画は離岸堤7基、延長1,000m、総事業費約36億6,000万円の計画ですが、汀線の状況変化を見ながらの暫定断面の計画とし、離岸堤5基、延長750m、事業費27億5,000万円で事業期間を平成3年度から平成22年度までの計画としました。離岸堤5基、延長750mの計画のうち、離岸堤3基、延長500mについては暫定断面で概成し、この区間の背後では平成7年度と比べて65mから85m程の堆砂効果が見られますが、残り工事中を含めた2基、延長300m区間についての特に図面で載っております右側のグリーンの背後につきましては、20m～25m程の後退傾向が続いていることから引き続き事業を実施する必要があると考えております。また、費用便益比については侵食防止便益の算定により、算出した結果、1.42となり、効率の高い事業であること、また、海岸侵食を防ぎ県土保全を図ることは県の責務であることから、引き続き事業を実施すべきであると判定しております。最後に、誠に申し訳ございませんが訂正箇所、費用対効果、添付資料の写真の2枚の次の効果分析結果のところの事業期間のところですが、平成3年度～平成19年度（17年間）と記載しておりますが、平成19年度のところを（22）、それから（17年間）を（20年間）に訂正いたします。以上で説明を終わります。よろしくご審議下さるようお願いいたします。

高橋委員長：はい、ありがとうございました。港湾空港課からは本荘港についてご説明いただきました。

以上をもちまして建設交通部所管の28件の事業についてご説明をいただきました。それでは早速ですが、審議の方をお願いしたいと思います。質問その他、ご意見ございましたらどうぞお出しいただきたいと思っております。はい、小西委員どうぞ。

小西委員：お願い致します。継続評価の「継-1」ですね、この中ですけれども、2枚めくっていただいて3頁目ですね、評価内訳というのございますけれども、ここの箇所というのは非常に県都の中心地という、中心の場所ではありますし、皆さん非常に注目している場所でもありますので、近々に出来ればいいなと皆さん切望している場所でもあります。その中で、有効性というところがございまして、市街地の活性化とまちづくりへの貢献度というのがございます。この中の評価点5点とございますけれども、4番目ですね、景観や中心市街地の特色あるまちづくりというところに配点がございませぬけれども、私はこのバリアフリーとつなげて是非このところに配点いただければよかったのではないかなと実は思っているところでございます。工事と同時に秋田市のイメージづくりと申しましょうか、まちづくりにおいて、景観というのは非常に大事だと思っておりますので、いただければよかったかなと一つ思っておるところでございます。同じ場所ですけれども1枚戻っていただきまして、所管課の自己評価というところの効率性ですけれども、一番下のところに建物調査や移転工法の検討結果から、用地補償費の減額見込まれるとございますけれども、もし、お差し支えなければもう少し詳しくお聞かせ願えればと思います。以上2点、お願い致します。

高橋委員長：ご説明をお願い致します。

都市計画課：まず、最初の評価項目の件でございますが、この表の見方がちょっと見づらくて大変恐縮でございます。市街地の活性化とまちづくりへの貢献度のこの枠の中に8つの項目が書いてございますが、この表の見方はこの8つの項目のうち該当項目が2つ以上あれば5点ということになっておりまして、これをそのまま横に引っ張って見るのではなくて、この中で該当する項目がいくつあれば何点という見方をしますので、この景観や中心市街地の特色あるまちづくりに関しましては、先程も申し上げましたが、電線の地中化とかですね、そういったことで景観に配慮するというようなことを計画しておりまして、それを評価して該当項目の1つとして挙げてございますので、これはそういう意味で評価をさせていただいております。

それからもう1点でございますけれども、建物調査や移転工法の検討結果から、用地補償費の減額が見込まれる、この中身でございます。1頁戻っていただいて様式の一番最初の頁ご覧いただきますと事業費の内訳というのがございまして、その中で経費、この表の中で経費内訳、用補費、これ用地補償費の意味ですが、これが減額、見込まれる減額の額でございます。理由等のところに補償費の算定結果によるというふうにはございますが、個別に、実際に当初見込まれておりました補償費について実際に今、順次、整理しているところでございますが、そういった中で安く済んだところが出てきたということで、今のところ減額が見込まれると、そういう内容でございます。よろしゅうございますでしょうか。

高橋委員長：小西委員、よろしゅうございますか。はい。その他、いかがでございますか。はい、佐藤委員どうぞ。

佐藤（万）委員：継続評価の道路改築の費用便益比算定表についてお尋ねいたします。いずれも生活道路でありますけれども、この中の交通事故減少便益の現在価値というところを見ますと、1億があったり、ゼロがあったり、マイナス300万があったりということで、これをどういうふうに読めばいいのか、例えば過去の交通事故件数といったようなこととも関係しているのでしょうかということを1点お訊ねいたします。

それから2点目は河川改修の三種川と新城川なんですけれども、どちらも事業期間31年、28年とかなり長期間に亘る大がかりな改修工事になっています。事業費を見ますと、計画時と評価時が全く同じ全体額になっていまして、所管課の自己評価のところにはどちらもコスト縮減を図ると書かれてあるんですけれども、その内訳的に例えば三種川の場合は自然型工法を採ったためであるとか、あるいは新城川についてはそういった先程ご説明いただきました国道橋、JR橋の調整に手間取ったとかといったようなことで全体額がコスト縮減しているにもかかわらず、同額というふうなことなのではないでしょうか。以上2点お訊ねいたします。

高橋委員長：はい、2点についてご説明お願いいたします。

道路課：費用便益の算出の際の交通事故減少便益の現在価値がどのようになされているかということでございますけれども、まずこの交通事故の減少便益が、例えばある箇所ではゼロ、ある箇所では例えば頁数でまいりますと。継続箇所の板沢工区でいきますか。継続の5番の評価、これでまいりますとペーパーの4枚目の部分、費用便益算定表というのが入っておりますが、ここに交通事故減少便益の現在価値がゼロ、次に例えば継続の6番の鷲ノ瀬工区になりますけれども、4枚目の部分、交通事故減少便益はこれもゼロ。次の継続の7番の石川工区のところにつきましては交通事故減少便益の現在価値9.37百万と。

どうしてこのようにゼロという値となっているかというご質問だと思いますが、これにつきましては、秋田県のいわゆる交通事故による死傷者率がおおよそ単位的にはっきり申し上げますと50件ぐらいあります。その50件に対してその分母が億台・キロとなっております。それらにつきましては例えばこのバイパスを造った場合に、現在のその道路の減少率がどのようになるかという価値換算させたものでございまして、現道改良の場合とバイパスの場合では、バイパスの場合は単純に申しますと現道分の交通事故がそれだけ減ることになります。しかしながら、現道改良の場合、同じ拡幅でいきますとその部分のところは、正直申しまして算定が出来ないような状況になってございます。それでゼロの部分もあるし、それからバイパスの場合ですと、そちらに通過交通が回る関係で現道部分の事故率がだいぶ下がりますと、ということの評価数値が表れるものですから、このような数字になったと、こういうものでございますけれども。

高橋委員長：現道の場合は前に事故の実績があるということでの算定出来るという意味ですか。バイパスは新たに造るので算定できないと。

道路課：例えば、現道とバイパスがあった場合、バイパスに殆ど通過交通の台数が回りまわす関係で現道分は確かに実際の車両が少なくなるわけでございます。そうしますと、その分母の分の台数が減る関係上、実際の事故率が今度は逆に少なくなると、こういう算定の手法なわけです。実際それが同じ路線の同じ工区の中で現道をただ単純に拡幅いたしますと、同じ場所のところ算定いたしますものですから、数値そのものの算定が出てこなくなる、簡便式を使っております関係でそういう状況のB/Cの評価になってしまうと。こちらへも若干あの訂正しなければならないと思うんですけれども。

高橋委員長：分母の関係ですかね。佐藤委員、よろしゅうございますか。もう一つ、河川事業についてお答え願います。

河川砂防課：まず、河川事業の事業の長期化のお話でございますが、河川事業の性格上と申しますか、河川そのものの事業化する場合に一定区間という、道路と違まして短い区間で事業化がなかなか出来ないというか、下流から上流までの長い区間を一つの事業として事業化する。それが事業化採択になる。補助事業としての採択になるときにそういう形で事業化になります。そういうことで、全体事業費としても大きくなるし、事業そのものも長期化するというのがまず一つでございます。それと、ある程度事業が進んできて、何故全体事業費が変わらないのかの質問でございますが、確かに途中経過でいくとかなり増

しているというところもあるんですが、全体を見た場合、まだあまりにも事業がいっぱい残っていて、今の段階で事業費を見直すというところまで、ちょっとまだそういう段階になっていないということで、すみませんがまだ全体事業費をそのまま直さないで全体計画、当初のままにしてあるところでございます。

高橋委員長：佐藤委員、よろしゅうございますか。はい、その他どうぞ。石井委員どうぞ。

石井委員：新城川のところなんですけれども、この調書だけ見てみましたら、JRの架け替えとか道路の架け替えあまり目立たないのでどうなっているのかなと思ったりしますけれどもね。具体的にちょっと経過として、前からそこからネックになっているということは前からあったんですけど、その計画から随分年数が経っているんですけど、何故そんなに時間かかったのかということ、もし何か経過がわかりましたら教えて欲しいんですけども。

河川砂防課：これにつきましては、先程の再評価の3番の4枚目をちょっと見ていただきたいんですが、今回、事業区間は国道から上流でございますけれども、その前に秋田港から国道までの区間、これを昭和43年から平成2年までかけて2,800mの改修をやっております。これが平成2年で完了しまして、地元の要望が強かったことから、平成3年から次の事業化をしまして、事業化したわけなんですけれども、平成3年から3～4年の間は当初調査、あるいは色々な事業計画のための調査をやっておりまして、それ以後、平成7、8年あたりから本格的に事業に入ったわけでございます。そうしているうちに、平成10年に芋川の大災害がございまして、そちらに事業費が引っ張られたということがあって、3、4年また遅れたということで、まあその間何もしてなかったということではなくて、JRと協議しながら別線でいくとかあるいは同じ線でいくとか、色々協議しながらやって、ようやく19年には着工というところにまで運んだわけでございますけれども、簡単に言えばそういうような経緯でずるずる遅れてしまったということでございます。

高橋委員長：石井委員、あのご了解いただきたいと思います。その他いかがでございますか。はい、松富委員どうぞ。

松富委員：先程の農林水産部とも関係するんですけども、これ、工事の進捗状況ですね。ある課はいわゆる「熟度」に入ったり、ある課は「必要性」の中に入っています。このあたりは、部としては統一的に考えることはできないのかということが一つです。それともう一つ、私、海の間人ですから、離岸堤の部分、琴浜海岸の部分にちょっと目を通させてというか、じっくり見たんですけども、この中にですね、「情勢の変化等」の中にですね、日本海沿岸は冬季風浪の影響のため施工可能期間が半年程度しかなくとか、こう書いていますけれども、私、この表見る限り工事は順調に進んでてそれは全然関係ないよう気がするんですけども。ですから、これは何か機械的にただボンとコピーしてきて入れたというような印象を受けるんですけども。まあ、このあたり、まあこれは別に意見もらわなくてもよろしいんですけども。

それともう一つ、海の関係に関しましてコスト縮減のところがですね、0、0、0と両方ともなっております。一つの方は実際にこの効果、検討やってませんということ書いてますけれども、もう一つの方は3項目ぐらい該当するというふうに書いておきながら0、何も書いてない。そのあたりはどうしてなんででしょうか。実際はやってなくて、ちょっと違って3項目ぐらい該当するというふうにはなってしまったんでしょうか。その3つをお願い致します。

高橋委員長：はい、琴浜海岸につきましてご説明お願いいたします。

河川砂防課：最初の事業区間の話ですけれども、確かに日本海というのは事業ができるのが春から11月くらいまでの間ということでございまして、ただあの、事業がかかれるのがこれは手続きの問題もありまして、本省の補助金申請が終わってからの事業着手ということで、だいたい7月頃からの工事発注ということで、7、8、9、10、まあ11月も天気よければ11月も或る程度かかれるということで4ヶ月半くらい。その中で台風とかなんか荒ればなかなか出来ないということでまあ書いたわけでございしますが、全体の中では今言ったようにそれなりに仕事はしておるわけですけれども、ちょっと事業化が長くなってきているところでなかなか仕事が進まないよというあたりの理由の一つにさせていただいたところでございます。

松富委員：私はこの「情勢の変化及び長期継続の理由」ということですから、それは理由にはなっていない、だからこんな文章はいらないと思います。

河川砂防課：はい、わかりました。それとあとコスト縮減でございしますが、コスト縮減につきましては、既設のブロック、離岸堤のブロックを新設の人工リーフの中で利用するとか、実際そういう形でのコストの縮減を図っております、2項目程度ということで配点の3ということで出してありました。以上です。

松富委員：実際にやってあの何の変化もないわけで全部0なんですか。……質問わかりませんよね。

河川砂防課：コスト縮減した分、事業に落ちてないです……

松富委員：ですから2項目程、検討項目があったと、実際なんか0なら0でもいいんですけど、これ全部なっていないと。

河川砂防課：コストを縮減した分に事業費が変わってないと、こういうことですか。

松富委員：はい。それともう一つ先程のあのいわゆる進捗状況、「熟度」に入れるのか、「必要性」のところにを入れるのか、その統一というのは出来ないのですか。先程一番最初の今日の答えがありましたけれども、課によって評価の仕方が違うんだということなんで

しょうか。なんか私はどうも「必要性」の中に工事の進捗度は入らないような気がしますけれども。むしろ「熟度」の方でいいのではないかと思いますけれども。

建設交通部：よろしいですか。最初のコスト縮減と事業費の話ですが、事業が始まってからコストを縮減したかどうかの話でなくて、事業が立ち上がる段階からこういうコスト縮減をしていますということで、一応コスト縮減計画時と評価時のこの間のコスト縮減したから評価時が事業費が下がるというような形で作ったものではございません。

松富委員：今までの説明された資料は全部これ継続をするかどうかについて一回評価やっているわけですね。また、再評価ということだから評価やっているわけですね。評価する期間があったはずですよ。で、もう一つの方の子吉川のところは実際に縮減の検討をやってません、該当項目は0ということで、全部0、0、0というのは私納得したんですけども、ここに関しましては2項目ありましたと。検討項目が。それが全部0ならばそれでいいんですけども、そこを確認しているようなものなんですけれども、何か僕はむしろ2項目あったというのが間違いで本当は検討してないのではないかとみたんですけども。

河川砂防課：今説明したとおり、当初の段階でこのコスト縮減ということで計画して、既設のブロックを利用してできるだけコスト縮減を図ったということでこういうふうな記述になったということでご理解いただきたいと思います。

松富委員：数値は正しいと、ここに書いてあるとおりのわけですね。それともう一つ、進捗状況というのは。

建設交通部：この表における熟度というのは事業を立ち上げる際にその事業がどのような環境にあるかという指標でして、これと進捗状況というのは直接結びつかないのが一般的だと思います。むしろ、もし、進捗状況がより順調に進むのであれば、それは緊急性とかその事業の必要性とか、そういうものと結びついていくのではないかなと思うんですが。

松富委員：それもう一つの答えですけども。私はむしろそう思います。ただ、先程申し上げましたけれども、同じ部の中に必要性のところに入っているところがあるし、熟度のところに入っているのがあると。そうすると必要性の方はむしろ否定されて入れるとするならば熟度ですかねというふうな意見で、むしろ緊急性の方かもしれません。ですからその辺り統一は可能なんですかどうかどうなんでしょうか。

建設交通部：それはあの、まあこれから、うちの方で統一取りたいと思いますので、取れるところはピシッと決めていこうと思いますので。

松富委員：そしたら本当に小さなことなんですけれどもB / Cのところですね、トータルの点が一方は10点、一方は5点、それはかまいません。が、例えば1以下だったら一方

は0点、2以上だったら一方は10点、で、1～2の間は一方が8点で、1点から5点の場合ですね。0点と5点と。本来ならば3点と、3点ですね。そちらはいいんです。なぜ8点なんですか。同じ考え方でいくとこれ5点じゃないですか。より僕はなんというか、一般化してほしいと。

建設交通部：はい。その重みといたしますか、配点につきましては、色々な先生方から色々ご意見をいただいておりますので、これからの検討課題ということで我々も捉えておりますので、検討してまいりたいと思います。

高橋委員長：よろしくどうぞお願い致します。大変あの、司会の独断でございますが、時間大変おしておりますので、この建設交通部所管の28件につきまして次回に重点審議に残す案件がもしございましたらご指摘いただきたいと思うんですが、よろしゅうございますか。はい。それでは大変、強行突破のようでございますけれども、この28件につきまして県の対応可とするということで審議を終了したいと思います。それでは時間だいぶおして申し訳ございませんが、次に移りたいと思います。次第の7でございますが、その他の、あ、失礼しました。その前に議案の第3号ございますね。次回の開催日につきましてお願い致します。

事務局：事務局から説明申し上げます。次回、第3回目につきましては、11月上旬から中旬を目途に開催しまして、農林水産部の新規箇所、両部の終了箇所評価を実施したいと思っております。おって日取りが決まりましたら委員の皆様へご連絡いたしますのでよろしくお願い致します。

高橋委員長：はい、そういうことでございますので、よろしくお願い致します。清水委員どうぞ。

清水委員：今日、私、ずっとお聞きしててですね、あまりにも案件が多すぎて頭が混乱しているんですよ。それでね、できたら重点的に、次回はですね、この資料送って頂くのはこれで結構なんですけどね、重点的にこれをやるということを最初にアナウンスしてくれませんか。そうするとそれについてちょっとよく見ておくとかね、そうしないとこれだけたくさん出てきたやつをですね、結果的に非常に無駄な時間使っているわけですよ。それで重点事項、次回やるときにですね、これとこれとを重点事項にやると、説明しますよということね、アナウンスしていただけたらありがたいなと思うんですけどもいかがでしょうか。

高橋委員長：どうぞ、ご説明お願いします。

建設交通部：先生の言うとおり、重点的に絞って、我々事務局としてはこの項目についてお願いしますということ、この委員会でもよしとしたらうちの方はそういうふうに取り組んでいきたいと考えています。

高橋委員長：委員の皆様、今、清水委員からご発言ございましたが、いかがでございますか。もちろんそれ以外もご意見いただいて結構だと思いますが。松富委員どうぞ。

松富委員：資料は従来どおり全部送付し、その際にどの件を委員会で説明するかを示すということで……。

清水委員：そうしないとわけわかんなくなってくるんだよね。どれを見てくればいいのかね。全部見ろって言われたってこれ大変ですよ。送ってきてからわずか一週間ぐらいしかないんですから。

建設交通部：60箇所ですからね。

清水委員：こればかりやっているわけにはいかないしね。

建設交通部：わかりました。

高橋委員長：では、委員の皆様それぞれご了解いただければ次回そのようにご対応をよろしくお願いしたいと思います。

清水委員：それから、次回の開催についてのことでお話し上げましたが、もう一点お話し上げたいのがですね、あまり細かい話はどうでもいいんですけどもね、その点数のウエイトの付け方とかね、それはどうでもいいんですけども、むしろ、私が今考えているのは、コスト縮減をもうちょっと考えてもらえないかということです。それでね、コストが上がるやつあるでしょ、つまりね、それは継続ではなくて再評価じゃないんですか。だってコスト上がるんだもん。前の評価が変わってくるんだよ。コストが下がるのがこれはいいいけどね、増減的に言えばね、継続審議でいいけどね、コストが上がるやつはどちらかというともういっぺん再評価しなければいかんでしょ、なぜ上がったかということは。理屈から言えば。だからむしろ継続の時にももちろんカテゴリーがあるから継続的に入れざるを得ないんですけども、我々の立場からすれば再評価ということになると思うんですよ。だってコストが上がるということは事業評価見直しでしょ。下がる分にはいいですよ。ちょっとそれも検討して下さい。ここでの議論いいですから。

それからですねもう一点、細かいですけどね、お金の換算のところね、この事業費のところ出てくるのがね、これ千円単位でしょ。ちょっとどっかにメモ入れといてもらわないとね、ちょっとわかんないところ0大きいからね、私達こんな大きな金持ったことないからわからないから、一、十、百、千、万とこう計算してみたけどね、よくわかんない、千円ですね、これね。この表の中は。そうでしょ。ちょっとどっかにわかるようにちょっともうちょっと大きい、わかるような数字でも万円とかね、1千万だとかね、書いてもらったほうがわかりやすいかもわからないよね。

高橋委員長：清水委員、左の方に単位千円と書いてます。

清水委員：だからね、わかりにくくて仕方ないんだよね。どこに千円で書いてますか。この下にか。だからこんな千円ならもっと大きく前に書いてもらわないと、こう計算していくの千万、十万、百万と計算していかなければいけないわけ。

高橋委員長：あるいは金額の上の欄のところに書いていただければ分かりやすいかもしれないですね。

清水委員：ちょっとわかりやすいようにしておいてもらわないと。細かい話ですけども、以上です。

高橋委員長：次回、そこらへんを一つ工夫をよろしくお願いします。

清水委員：あと、細かいことは色々ありますけれど私は全面的にこれで承認いたしましたので。以上です。

高橋委員長：はい、それではよろしくお願ひ致します。それでは、次第の7のその他の真木ダムの報告ですが時間が非常にないわけですが、簡単とはいかないんでしょうけれどもひとつ報告をお願ひ致します。

河川砂防課：それでは真木ダムについて、今、真木ダムがどういう状況になっているかということで説明申し上げます。お手元の資料をご覧くださいと思います。真木ダムにつきましては昨年度、知事と地元住民との懇談会の中で地元住民から生活用水に大変困っていると、いつになったらダムから水がもらえるんだというような声が多くあって、そのことから、当課としまして、地元住民へのアンケートあるいは事業等々の見直し等を検討した結果、知事が今年度の2月の県議会で建設中止を前提としつつ、国あるいは地元の説明と調整に入るという表明をしまして、それを受け、今そのダムの中止を前提とした代替案作りをやっていらっしゃるところでございます。知事が発表した中止を前提とした主な理由としましては、一つには今、三位一体改革により地方交付税や国庫補助制度の見通しがなかなか利かないということから大型事業への着手が難しいということが一つ。それから真木ダムを水源とした場合に比べ、玉川の水を含め他の水源を求めた場合の方が早期に水道の供給が可能であるということ。その裏には、玉川に流れる玉川ダムにあります工業用水、県の工業用水が日位40万トンという水量を抱えておりますので、これを利用できるという状況になったということでございます。それと3つ目にダムに比べ河川改修工事は工事が完了した区間から直ちに治水効果が得られるというようなことで、代替案を作るということで作業をしているところでございます。そういうことでその後地元の住民への説明、あるいは国への説明を行っております。そして今年度に入りまして、大仙市と県とで関係部署集まりまして、プロジェクトチームを作りまして、代替案、一つは治水対策、水道水源の対策、それから維持流量の対策ということでこの3つの代替案づくりをプロジェクトチー

ムで現在行っているところでございます。これをだいたい12月くらいまで調査の結果を取りまとめ、国及び住民への説明をしてまいりたいと考えております。そして、最終的に代替案が決まりましたら、この当公共事業の評価委員会への諮問、そしてその諮問結果を国へ報告ということで今年度はそういうスケジュールで考えております。来年度以降でございしますが、諮問結果を受けて、水道につきましては水道事業者であります大仙市が事業を、そして河川事業につきましては河川管理者であります当課が事業を進めていくということの計画になっております。現在、そういうことで代替案、ダムを止めることについての代替案づくりをやっているということでございます。

ここらへんの検討がまとまり次第、また当委員会に諮りたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。簡単でございしますが以上でございします。

高橋委員長：はい、ありがとうございます。これだけはというご質問、一つ、意見ございましたら、今の説明にご報告につきまして……。はい、それではこの説明、では、来年の一月の中旬頃、当委員会へ諮問されるという予定の説明であったかと思ひます。一つよろしくお願ひしたいと思ひます。大変、不手際で時間延長なりまして申し訳ございませんでした。以上を持ちまして審議の方、並びに報告の方全て終了させていただきたいと思ひます。最後に事務局の方から何かございしますか。どうぞ。

事務局：本日の議事録につきましては、後日作成の上、委員の皆様にご配布したいと思ひます。本日もいろいろなお意見をいただきましたので、知事に答申する答申案と意見の案もこちらで作成しまして、また、委員の皆様にご了解を得たいと思ひてございします。よろしくお願ひ致します。

高橋委員長：はい、ありがとうございます。議長の方でも要約できなかつたんですが、ちょうど答申の際にまた今回出ました意見を要約しまして知事の方へ提出させていただきたいと思ひます。事前に皆様のごところにご協議、回覧いたしたいと思ひますので、よろしくお願ひ致します。それでは本日はこれを持ちまして終了させていただきます。大変どうもありがとうございました。